

衆憲資第1号

日本国憲法の制定過程 における各種草案の要点

本資料は、日本国憲法の制定過程における、日本政府側草案、総司令部案、帝国議会での修正点等について、内閣憲法調査会の「憲法制定の経過に関する小委員会報告書」（以下「小委員会報告書」という。）を基に、その内容を要約したものである。

本資料において取り上げた草案等は次のものである。

1	松本四原則	昭和20年12月8日	P1
2	松本案（いわゆる「甲案」）	昭和21年1月	P2
3	憲法改正要綱	昭和21年2月8日	P3
4	マッカーサー三原則	昭和21年2月3日	P5
5	総司令部案	昭和21年2月13日	P6
6	三月二日案	昭和21年3月4日	P8
7	憲法改正草案要綱	昭和21年3月6日	P14
8	憲法改正草案	昭和21年4月17日	P18
9	衆議院修正議決案	昭和21年8月24日	P20
10	貴族院修正議決案	昭和21年10月6日	P23

なお、以上の諸案のうち、下記のものについては、末尾に、資料としてその全文を添付した。

5	総司令部案	資料 P1
6	三月二日案	資料 P11
7	憲法改正草案要綱	資料 P21
9	衆議院修正議決案	資料 P31
10	貴族院修正議決案	資料 P41

平成12年3月

1 松本四原則 1945(昭和20)年12月8日

松本丞治国務大臣が衆議院予算委員会において、憲法問題調査委員会の調査の動向及びその主要論点を述べたもので、政府側が憲法改正問題について具体的に述べた最初のものである。

- 1 天皇が統治権を総覧するという原則には変更を加えない。
- 2 議会の権限を拡大し、その結果として大権事項を制限する。
- 3 国務大臣の責任を国務の全般にわたるものたらしめ、国務大臣は議会に対して責任を負うものとする。
- 4 人民の自由・権利の保護を強化し、その侵害に対する救済を完全なものとする。

(小委員会報告書 212～214頁)

2 松本案（いわゆる「甲」案） 1946（昭和21）年1月

松本国務大臣が明治憲法に部分的改正を加えて作成した「憲法改正私案」を要綱化したもの

松本国務大臣が憲法問題調査委員会の議論を参考にして起草した憲法改正私案を骨子として、宮沢俊義委員（東大教授）が要綱化したものが、後に甲案と呼ばれ、これがさらに松本国務大臣により加筆されて総司令部に提出される「憲法改正要綱」となる。

甲案とは別に、憲法問題調査委員会の小委員会は、総会に現れた各種の意見を広く取り入れた改正案を起草し、これが後に乙案と呼ばれた。

甲・乙両案とも明治憲法に部分的に改正を加えるものであったが、取り上げた改正点は乙案のほうが多く、また乙案では、条文によっては数個の代案があった。

甲案の主な項目

- 1 明治憲法第3条「天皇八神聖ニシテ侵スヘカラス」を「天皇八至尊ニシテ侵スヘカラス」と改める。
- 2 軍の制度は存置するが、統帥権の独立は認めず、統帥も国務大臣の輔弼の対象とする。
- 3 衆議院の解散は同一事由に基づいて重ねて行うことはできないこととする。
- 4 緊急勅令等については帝国議会常置委員の諮詢を必要とする。
- 5 宣戦、講和及び一定の条約については帝国議会の協賛を必要とする。
- 6 日本臣民は、すべて法律によらずして自由及び権利を侵されないものとする。
- 7 貴族院を参議院に改め、参議院は選挙または勅任された議員で組織する。
- 8 法律案について衆議院の優越性を認め、衆議院で引き続き三回その総員三分の二以上の多数で可決して参議院に移した法律案は、参議院の議決の有無を問わず、帝国議会の協賛を経たものとする。
- 9 参議院は予算の増額修正ができないこととする。
- 10 衆議院で国務各大臣に対する不信任を議決したときは、解散のあった場合を除くのほかその職にとどまることができないものとする。
- 11 憲法改正について議員の発議権を認める。

（小委員会報告書 215～216頁）

3 憲法改正要綱 1946(昭和21)年2月8日

松本案に若干の加筆改訂を加え、総司令部に提出したもの

松本国務大臣の「憲法改正私案」を骨子として宮沢委員が要綱化したものが後に甲案と呼ばれたが、これにさらに松本国務大臣が加筆し、総司令部に提出したものが、この「憲法改正要綱」である。

主な内容

1 改正の根本精神

ポツダム宣言第10項(民主主義、宗教及び思想の自由、基本的人権の尊重)の目的を達しうるもの

2 天皇制

- (1) 天皇の大権を制限し、重要事項はすべて帝国議会の協賛を要するとし、国務は国務大臣の輔弼をもってのみ行いうる。
- (2) 国務大臣は帝国議会に責任を負う。

3 国民の権利及び自由

- (1) あらゆる権利、自由は法律によらなければ制限されない旨の一般規定を設ける。
- (2) 行政裁判所を廃止し、行政事件の訴訟も通常の裁判所の管轄に属せしめる。
- (3) 独立命令の規定、信教の自由の規定を改正し、非常大権の規定を廃止する。
- (4) 華族制度、軍人の特例等、国民間の不平等を認めるがごとき規定を改正・廃止する。

4 帝国議会

貴族院を参議院と改め、皇室、華族を排除し、衆議院に対し第二次的な権限を有するにすぎないものとする。

5 枢密院

枢密院は存置するが、帝国議会の権限の強化及び帝国議会常置委員の設置に伴って、従来の枢密院の国務に対する権限は排除され、政治上無責任のものとする。

6 軍

- (1) 「陸海軍」を「軍」と改める。
- (2) 軍の統帥は内閣の輔弼をもってのみ行われる。
- (3) 軍の編制及び常備兵額は法律をもって定める。

7 その他

- (1) 皇室経費について、議会の協賛を要せざる経費を内廷の経費に限る。
- (2) 憲法改正の発議権を帝国議会の議員にも認める。
- (3) 従来、憲法及び皇室典範の変更は摂政を置く間禁止されていたのを解除する。

(小委員会報告書 230～236頁)

4 マッカーサー三原則 1946(昭和21)年2月3日

マッカーサーが総司令部民政局に対して総司令部案の作成を命じた際、案の中に入れるよう示した三点である。

- 1 天皇は、国家の元首の地位にある。
皇位の継承は、世襲である。
天皇の義務および権能は、憲法に基づき行使され、憲法の定めるところにより、人民の基本的意思に対し責任を負う。
- 2 国家の主権的権利としての戦争を廃棄する。日本は、紛争解決のための手段としての戦争、および自己の安全を保持するための手段としてのそれをも放棄する。日本はその防衛と保護を、いまや世界を動かしつつある崇高な理想にゆだねる。
いかなる日本陸海空軍も決して許されないし、いかなる交戦者の権利も日本軍には決して与えられない。
- 3 日本の封建制度は、廃止される。
皇族を除き華族の権利は、現在生存する者一代以上に及ばない。
華族の授与は、爾後どのような国民的または公民的な政治権力を含むものではない。
予算の型は、英国制度にならうこと。

(小委員会報告書 296～298頁)

5 総司令部案 1946(昭和21)年2月13日

総司令部は、日本側が提出した憲法改正要綱を全面的に拒否し、総司令部案を日本側に交付し、これに基づく改正案の作成を求めた。

主な内容

1 国民主権と天皇について

主権をはっきり国民に置き、天皇の役割は社交的な君主とする。

2 戦争放棄について

マッカーサー三原則における「自己の安全を保持するための手段としての戦争」をも放棄する旨の規定が削除された。

3 国民の権利及び義務について

- (1) 現行憲法の基本的人権がほぼ網羅されていた。
- (2) 社会権について詳細な規定を設ける考えもあったが、一般的な規定が置かれた。

4 国会について

- (1) 貴族院は廃止し、一院制とする。
- (2) 憲法解釈上の問題に関しては最高裁判所に絶対的な審査権を与える。

5 内閣について

内閣総理大臣は国务大臣の任免権が与えられるが、内閣は全体として議会の責任を負い、不信任決議がなされた時は、辞職するか、議会を解散する。

6 裁判所について

- (1) 議会に三分の二の議決で憲法上の問題の判決を再審査する権限を認める。
- (2) 執行府からの独立を保持するため、最高裁判所に完全な規則制定権を与える。

7 財政について

- (1) 歳出は収納しうる歳入を超過してはならない。

- (2) 予測しない臨時支出をまかなう予備金を認める。
- (3) 宗教的活動、公の支配に属さない教育及び慈善事業に対する補助金を禁止する。

8 地方自治について

首長、地方議員の直接選挙制は認めるが、日本は小さすぎるので、州権というようなものはどんな形のものも認められないとされた。

9 憲法改正手続について

反動勢力による改悪を阻止するため、10年間改正を認めないとする事が検討されたが、できる限り日本人は自己の政治制度を発展させる権利を与えられるべきものとされ、そのような規定は見送られた。

(小委員会報告書 303～306、322頁)

6 三月二日案 1946(昭和21)年3月4日

総司令部案に基づき日本側が起草し、3月4日に総司令部に提出したもの

三月二日案の要点及び総司令部案との相違点

前文

三月二日案には前文はなく、総司令部案の前文はすべて削除された。総司令部案の前文は国民が憲法を制定するとしているが、明治憲法によれば憲法改正は天皇の発議、裁可によって成立することとなっているためである。

第1章 天皇

- (1) 総司令部案第1条の sovereign will of the People を「日本国民至高ノ総意」とした。直訳すれば「主権意思」となるが、当時の国体擁護の気分から、あまり人民主権を露骨に出すことは望ましくなかったためである。
- (2) 総司令部案第1条の「他ノ如何ナル源泉ヨリモ承ケス」を削除した。国民至高の総意に基づく旨を定めている以上、他のえん源に基づくものでないことは論理上当然なためである。

総司令部案

第1条 皇帝ハ国家ノ象徴ニシテ又人民ノ統一ノ象徴タルヘシ彼ハ其ノ地位ヲ人民ノ主権意思ヨリ承ケ之ヲ他ノ如何ナル源泉ヨリモ承ケス

三月二日案

第1条 天皇ハ日本国民至高ノ総意ニ基キ日本国ノ象徴及日本国民統合ノ標章タル地位ヲ保有ス。

- (3) 総司令部案第2条の「国会ノ制定スル皇室典範」は単に「皇室典範」と改めた。これに対応して、補則中に、その発議権を天皇に留保する規定が設けられた。

総司令部案

第2条 皇位ノ継承ハ世襲ニシテ国会ノ制定スル皇室典範ニ依ルヘシ

三月二日案

第2条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ世襲シテ之ヲ継承ス。

第106条 皇室典範ノ改正ハ天皇第三条ノ規定ニ従ヒ議案ヲ国会ニ提出シ法律案ト同一ノ規定ニ依リ其ノ議決ヲ経ベシ。

(以下略)

- (4) 総司令部案第3条及び第6条の advice and consent (「輔弼及協賛」) に当たる部分を単に「輔弼」とした。協賛の語は議会の場合に限って用いてお

り、輔弼が憲法上の要件である以上、これを掲げれば十分なためである。

総司令部案

第3条 国事ニ関スル皇帝ノ一切ノ行為ニハ内閣ノ輔弼及協賛ヲ要ス...
(以下略)

第6条 皇帝ハ内閣ノ輔弼及協賛ニ依リテノミ行動シ... (以下略)

三月二日案

第3条 天皇ノ国事ニ関スル一切ノ行為ハ内閣ノ輔弼ニ依ルコトヲ要ス。...
(以下略)

第7条 天皇ハ内閣ノ輔弼ニ依リ国民ノ為ニ左ノ国務ヲ行フ。
(以下略)

- (5) 三月二日案第7条第5号は「国務大臣、大使及法律ノ定ムル所ニ依ル其ノ他ノ官吏ノ任免」とし、第6号の恩赦とともに「認証」(attest)を削除した。認証というのは公証人のようであり、おかしいためである。

総司令部案

第6条第5号 国務大臣、大使及其ノ他ノ国家ノ官吏ニシテ法律ノ規定ニ依リ其ノ任命又ハ囑託及辞職又ハ免職カ此ノ方法ニテ公証セラルヘキモノノ任命又ハ囑託及辞職又ハ免職ヲ公証ス

第6条第6号 大赦、恩赦、減刑、執行猶予及復権ヲ公証ス

三月二日案

第7条第5号 国務大臣、大使及法律ノ定ムル所ニ依ル其ノ他ノ官吏ノ任免

第7条第6号 大赦、特赦、減刑、刑ノ執行ノ停止及復権

第2章 戦争の廃止

総司令部案第8条と三月二日案第9条はほぼ同じである。

総司令部案

第8条 国民ノ一主權トシテノ戦争ハ之ヲ廃止ス他ノ国民トノ紛争解決ノ手段トシテノ武力ノ威嚇又ハ使用ハ永久ニ之ヲ廃棄ス

陸軍、海軍、空軍又ハ其ノ他ノ戦力ハ決シテ許諾セラルルコト無カルヘク又交戦状態ノ権利ハ決シテ国家ニ授与セラルルコト無カルヘシ

三月二日案

第9条 戦争ヲ国權ノ発動ト認メ武力ノ威嚇又ハ行使ヲ他国トノ間ノ争議ノ解決ノ具トスルコトハ永久ニ之ヲ廃止ス。

陸海空軍其ノ他ノ戦力ノ保持及国ノ交戦権ハ之ヲ認メズ。

第3章 臣民権利義務

この章については、総司令部案に対し相当大幅な調整が加えられている。

- (1) 総司令部案の第20条ないし第22条(集会の自由・言論その他表現の自由・通信の秘密、結社・運動・住居選定の自由、「学究上」の自由・職業選択の自由など)及び第24条(義務教育・児童酷使・公共衛生・「社会的安寧」・労働条件など)の規定を分解整理した。

- (2) 総司令部案第 12 条の封建制度の廃止に関する部分は不必要であるとして削除した。

総司令部案

第 12 条 日本国ノ封建制度ハ終止スヘシ一切ノ日本人ハ其ノ人類タルコトニ依リ個人トシテ尊敬セラルヘシ一般ノ福祉ノ限度内ニ於テ生命、自由及幸福探求ニ対スル其ノ権利ハ一切ノ法律及一切ノ政治的行為ノ至上考慮タルヘシ

三月二日案

第 12 条 凡テノ国民ハ個人トシテ尊重セラルベク、其ノ生命、自由及幸福ノ追求ニ対スル権利ハ公共ノ福祉ニ抵触セザル限立法其ノ他諸般ノ国政ノ上ニ於テ最大ノ考慮ヲ払ハルベシ。

- (3) 言論・出版の自由、検閲の禁止、通信の秘密等については、極端な風俗壊乱のものについて危ぐがあったため、主としてワイマール憲法の形を参考にして法律の留保を設けた。

総司令部案

第 20 条 集会、言論及定期刊行物並ニ其ノ他一切ノ表現形式ノ自由ヲ保障ス検閲ハ之ヲ禁シ通信手段ノ秘密ハ之ヲ侵ス可カラス

第 21 条 結社、運動及住居選定ノ自由ハ一般ノ福祉ト抵触セサル範囲内ニ於テ何人ニモ之ヲ保障ス

(以下略)

三月二日案

第 20 条 凡テノ国民ハ安寧秩序ヲ妨ゲザル限ニ於テ言論、著作、出版、集会及結社ノ自由ヲ有ス。

検閲ハ法律ノ特ニ定ムル場合ノ外之ヲ行フコトヲ得ズ。

第 21 条 凡テノ国民ハ信書其ノ他ノ通信ノ秘密ヲ侵サルルコトナシ。公共ノ安寧秩序ヲ保持スル為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル。

- (4) 総司令部案第 23 条の家族に関する部分を削除した。総司令部案の「善カレ悪シカレ」の文言は日本の法文に合わず、また、この文章は事実の叙述で特別の法的意味はうかがわれないためである。

総司令部案

第 23 条 家族ハ人類社会ノ基底ニシテ其ノ伝統ハ善カレ悪シカレ国民ニ滲透ス婚姻ハ男女両性ノ法律上及社会上ノ争フ可カラサル平等ノ上ニ存シ両親ノ強要ノ代リニ相互同意ノ上ニ基礎ツケラレ且男性支配ノ代リニ協力ニ依リ維持セラルヘシ此等ノ原則ニ反スル諸法律ハ廃止セラレ配偶ノ選択、財産権、相続、住所ノ選定、離婚並ニ婚姻及家族ニ関スル其ノ他ノ事項ヲ個人ノ威厳及両性ノ本質的平等ニ立脚スル他ノ法律ヲ以テ之ニ代フヘシ

三月二日案

第 37 条 婚姻ハ男女相互ノ合意ニ基キテノミ成立シ、且夫婦ガ同等ノ権利ヲ有スルコトヲ基本トシ相互ノ協力ニ依リ維持セラルベキモノトス。

- (5) 総司令部案第 28 条の「土地及一切ノ天然資源ノ究極的所有権ハ人民ノ集团的代表者トシテノ国家ニ帰属ス」の部分を削除し、なお、同案第 27 条ないし第 29 条(財産権の保障)は、大幅に改訂して第 35 条及び第 36 条

の2ヶ条とした。

- (6) 刑事手続に関する諸規定については、総司令部案の保釈金及び異常刑に関する規定、反対訊問その他証人及び弁護人の獲得に関する規定などを削除するとともに、全体を簡潔な形にした。

第4章 国会

- (1) 総司令部案の一院制に対し、二院制とした。

総司令部案

第41条 国会ハ三百人ヨリ少カラス五百人ヲ超エサル選挙セラレタル議員ヨリ成ル単一ノ院ヲ以テ構成ス

三月二日案

第40条 国会ハ衆議院及参議院ノ両院ヲ以テ成立ス。

- (2) 参議院の構成については、地域別、職能別に選挙された議員、内閣が任命する議員により組織されたとした。内閣任命の議員を認めたのは、適当な被選挙資格を定めることや適当な選挙母体を発見することができない職能の代表者をも網羅するためである。

三月二日案

第45条 参議院ハ地域別又ハ職能別ニ依リ選挙セラレタル議員及内閣ガ両議院ノ議員ヨリ成ル委員会ノ決議ニ依リ任命スル議員ヲ以テ組織ス。

(以下略)

- (3) 参議院議員の任期は6年とし、3年毎の半数改選とした(第46条)。
(4) 両院の関係では、衆議院の優越を認めた。

三月二日案

第60条第3項 衆議院ニ於テ引続キ三回可決シテ参議院ニ移シタル法律案ハ衆議院ニ於テ之ニ関スル最初ノ議事ヲ開キタル日ヨリ二年ヲ経過シタルトキハ参議院ノ議決アルト否トヲ問ハズ法律トシテ成立ス。

第61条 予算ハ前ニ衆議院ニ提出スベシ。

参議院ニ於テ衆議院ト異リタル議決ヲ為シタル場合ニ於テ、法律ノ定ムル所ニ依リ両議院ノ協議会ヲ開クモ仍意見一致セザルトキハ衆議院ノ決議ヲ以テ国会ノ決議トス。

(条約の場合についてもこれを準用している。)

第5章 内閣

- (1) 内閣総理大臣指名の規定を国会の章から本章に移し、予算の場合と同様、衆議院の優越を規定した(第69条)。
(2) 内閣不信任決議の場合に関する規定を国会の章から移し、その規定も若干改めた(第71条)。
(3) 国会の召集不能の場合における応急措置に関し「閣令」の規定を設けた。

総司令部案には、これに相当する規定はないが、国会の閉会中に緊急の事態が生じた場合、何か便法を設けておく必要があるとして、昔の緊急勅令を多少民主化したような形のものにしようとの条文を入れたのである。

三月二日案

第76条 衆議院ノ解散其ノ他ノ事由ニ因リ国会ヲ召集スルコト能ハザル場合ニ於テ公共ノ安全ヲ保持スル為特ニ緊急ノ必要アルトキハ、内閣ハ事後ニ於テ国会ノ協賛ヲ得ルコトヲ条件トシテ法律又ハ予算ニ代ルベキ閣令ヲ制定スルコトヲ得。

第6章 司法

- (1) 裁判官の身分について総司令部案では、心身の故障の場合にも公の弾劾によらなければ罷免できないことになるので、罷免理由に補正を加えた。

三月二日案

第87条 前三条ニ掲グル場合ノ外、裁判官ハ刑法ノ宣告、弾劾裁判所ノ判決又ハ懲戒事犯若ハ心身耗弱ヲ理由トスル裁判所ノ罷免判決ニ依ルニ非ザレバ罷免セラルルコトナシ。

弾劾ニ関スル事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム。

- (2) 裁判官の報酬について、懲戒処分等の場合にはこれを減額しうることを規定した(第88条)。
- (3) 最高裁判所規則の内容たるべき事項につき、総司令部案第69条第1項を整理して「訴訟手続ノ細目、裁判所内部ノ規律其ノ他司法事務処理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得。」とし(第90条) 検事に関する総司令部案の第69条第2項は削除した。

第7章 会計

総司令部案を簡約にし、明治憲法の形に近いものとした。

- (1) 総司令部案第80条において、予算に対する国会の修正権につき増額修正、新項目の追加にまで及んで詳細に定められているのに対し、三月二日案では明治憲法流に「国ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ国会ノ協賛ヲ経ベシ。」とした。

総司令部案

第80条 国会ハ予算ノ項目ヲ不承認、減額、増額若ハ却下シ又ハ新ナル項目ヲ追加スルコトヲ得
国会ハ如何ナル会計年度ニ於テモ借入金額ヲ含ム同年度ノ予想歳入ヲ超過スル金銭ヲ支出スヘカラス

三月二日案

第94条 国ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ国会ノ協賛ヲ経ベシ。

- (2) 総司令部案第82条の皇室財産の国庫帰属に関する部分を削除した。

総司令部案
第 8 2 条 世襲財産ヲ除クノ外皇室ノ一切ノ財産ハ国民ニ帰属スヘシ一切ノ皇室財産ヨリスル収入ハ国庫ニ納入スヘシ而シテ法律ノ規定スル皇室ノ手当及費用ハ国会ニ依リ年次予算ニ於テ支弁セラルヘシ
三月二日案
第 9 6 条 皇室経費ニ関スル予算ハ国ノ予算ノ一部トス。世襲財産ヲ除ク皇室財産ニ付生ズル収支亦同ジ。

第 8 章 地方自治

- (1) 総則的規定として「地方公共団体ノ組織及運営ニ関スル規定ハ地方自治ノ本旨ニ基キ法律ヲ以テ之ヲ定ム。」を新たに付加した（第 1 0 1 条）。
- (2) 府縣市町村という表現を改めて「地方公共団体」とした。

第 9 章 補則

- (1) 総司令部案の「第 9 章 改正」と「第 1 0 章 至上法」を合わせて「補則」とした。
- (2) 皇室典範の改正発議権を天皇に留保する第 1 0 6 条を新設した。皇室典範は皇室の自治法規であり、直接国民が皇位継承のやり方などについて発議することは行き過ぎであると考えられたからである。

その他

総司令部案の「第 1 1 章 承認」の規定は削除された。憲法改正は明治憲法の存在を否定しない限り、明治憲法第 7 3 条の規定によつてのみなされるべきなので、総司令部案第 9 2 条は明治憲法第 7 3 条の規定と抵触するからである。

総司令部案
第 1 1 章 承認
第 9 2 条 此ノ憲法ハ国会カ出席議員三分ノ二ノ氏名点呼ニ依リ之ヲ承認シタル時ニ於テ確立スヘシ
国会ノ承認ヲ得タルトキハ皇帝ハ此ノ憲法カ国民ノ至上法トシテ確立セラレタル旨ヲ人民ノ名ニ於テ直ニ宣布スヘシ

(小委員会報告書 375 ~ 390 頁)

7 憲法改正草案要綱 1946(昭和21)年3月6日

三月二日案を基に日本側と総司令部側が逐条審議を行い、3月6日に内閣から発表されたもの

草案要綱の主な内容と総司令部との審議の状況

前文、第1章、第2章について総司令部側は、特に厳格に総司令部案によるべきとした。

前文

総司令部案がほぼ完全に復活した。

第1章 天皇

- (1) 三月二日案第1条の「天皇ハ……日本国民統合ノ標章タル地位ヲ保有ス。」とある「保有」は、maintain であって、今までの姿をそのまま維持する意味であり、天皇の地位を根本的に変える趣旨に反するとして、「保有」の語は削除された。
- (2) 皇室典範は、総司令部案のとおり、国会の議決を経るものに変更された。三月二日案で加えた皇室典範についての天皇の発議権に関する補則の規定も削除された。
- (3) 三月二日案第3条及び第7条において advice and consent に当たる訳を「輔弼」とした点が問題とされ、「consent」の訳として総司令部側は「承認」の語を主張したが、日本側は内閣が天皇に「承認」を与えるというのは不適切と考え、日本側から提案した「輔弼賛同」となった。
- (4) 三月二日案において削除した「認証」の語が復活した(第7の5、第7の6)。

第2章 戦争放棄

三月二日案は、総司令部案と多少違っているが、別段異議は出なかった。

第3章 国民の権利及び義務

総司令部側は日本側の案が総司令部案と著しく相違しているとして、不満を表明した。

- (1) 三月二日案において検閲通信の秘密などの条項に付されていた法律の留

- 保に関する規定は、濫用のおそれありとして拒否された（第19）。
- (2) 刑事手続に関する反対訊問、その他証人及び弁護人の獲得に関する規定を削除するなど、三月二日案において簡略化していた部分も、従来の悪例を閉ざす必要があるとして、総司令部案に復せしめられた（第33）。
- (3) 「土地及一切ノ天然資源……」の条文は、総司令部側もその削除に同意するなど、日本側の意見が取り入れられた点も少なくない（第27）。

第4章 国会

- (1) 参議院の組織に関する日本側の案は拒否され、両院とも全国民を代表する選挙された議員によって組織するものとされた。

三月二日案
 第45条 参議院ハ地域別又ハ職能別ニ依リ選挙セラレタル議員及内閣ガ両議院ノ議員ヨリ成ル委員会ノ決議ニ依リ任命スル議員ヲ以テ組織ス。
 （以下略）
 憲法改正草案要綱
 第38 両議院ハ国民ニ依リ選挙セラレ全国民ヲ代表スル議員ヲ以テ之ヲ組織スルコト
 （以下略）

- (2) 法律案に対する衆議院の優越性について総司令部側から、衆議院の三分の二以上の再可決とする代案が提出され、日本側はこれに応じた。これについては、同年1月に発表されていた自由党案の中に同種の規定があった。

三月二日案
 第60条第3項 衆議院ニ於テ引続キ三回可決シテ参議院ニ移シタル法律案ハ衆議院ニ於テ之ニ関スル最初ノ議事ヲ開キタル日ヨリ二年ヲ経過シタルトキハ参議院ノ議決アルト否トヲ問ハズ法律トシテ成立ス。
 憲法改正草案要綱
 第54 （略）
 衆議院ニ於テ可決シ参議院ニ於テ否決シタル法律案ハ衆議院ニ於テ出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ再度可決スルトキハ法律トシテ成立スルモノトスルコト
 （以下略）

第5章 内閣

- (1) 三月二日案の国会閉会中における緊急措置に関する規定（閣令の制定：三月二日案第76条）は、総司令部側の反対が強硬であり削除された。
- (2) 命令に罰則を委任しうる道を設けておきたいとの日本側の希望により、第69の6ただし書に「特ニ当該法律ノ委任アル場合ヲ除クノ外」を加えた。

第6章 司法

- (1) 総司令部案、三月二日案では基本的人権に関する事件以外の事件において国会の再審を認めたが、日本側は三権分立の見地から最終審はあらゆる場合最高裁判所ということで徹底すべきとし、再審の規定は、削除された。

三月二日案

第81条第2項 前項ニ掲グルモノヲ除キ、法令又ハ行政行為ガ此ノ憲法ニ違反スルヤ否ヤノ争訟ニ付最高裁判所ノ為シタル判決ニ対シテハ国会ハ再審ヲ為スコトヲ得。此ノ場合ニ於テ両議院ハ各々其ノ総員三分ノ二以上ノ多数ヲ得ルニ非ザレバ最高裁判所ノ判決ヲ破棄スルコトヲ得ズ。

憲法改正草案要綱

第77 最高裁判所ハ最終裁判所トシ一切ノ法律、命令、規則又ハ処分ノ憲法ニ適合スルヤ否ヲ決定スルノ権限ヲ有スルコト

第7章 会計

- (1) 三月二日案は、総司令部案第76条の「租税ヲ徴シ、金銭ヲ借入レ、資金ヲ使用シ並ニ硬貨及通貨ヲ発行シ及其ノ価格ヲ規整スル権限ハ国会ヲ通シテ行使セラルヘシ」を、租税の賦課等はいずれもあとの条文にあるので、重複を避けるため入れなかったが、総司令部側は財政一般について国会の議決に基づくべきことを定める基本規定である趣旨を明らかにしたいとし、全文を改めて要綱第79、現行第83条のような形にした。

憲法改正草案要綱

第79 国ノ財政ヲ処理スルノ権限ノ行使ハ国会ノ議決ニ基クコトヲ要スルコト

- (2) 総司令部案第79条及び第80条は、予算の内容を詳しく規定し、また、その増額修正権をも規定したものであったが、要綱第82、現行第86条の形の妥協案をもって代えることとなった。

憲法改正草案要綱

第82 内閣ハ毎会計年度ノ予算ヲ調製シ国会ニ提出シテ其ノ審議及協賛ヲ受クベキコト

- (3) 総司令部案第82条の皇室財産の国庫帰属に関する部分は、三月二日案では削除されていたが、ほとんど同じ形の規定が復活した。

憲法改正草案要綱

第84 世襲財産ヲ除クノ外皇室ノ財産ハ凡テ国ニ属ス皇室財産ヨリ生ズル収益ハ凡テ国庫ノ収入トシ法律ノ定ムル皇室経費ノ支出ハ予算ニ由リ国会ノ協賛ヲ経ベキコト

第8章 地方自治

三月二日案第102条第2項は「地方公共団体ノ長及其ノ議会ノ議員ハ法

律ノ定ムル所ニ依リ当該地方公共団体ノ住民ニ於テ之ヲ選挙スベシ。」としていたのに対し、総司令部側から団体の長以外の法律で定める吏員を加えるとともに、それらの選挙について「直接ニ」を加えよとの要請があり、改めた（第89）。

第9章 改正

日本側から総司令部案第89条第2項の「人民ノ名ニ於テ皇帝之ヲ公布スヘシ」について、要綱第7に合わせて「国民ノ為ニ……」としてはどうかと提案したが、総司令部側は「国民ノ名ニ於テ」とすべきと主張し、結局そのようになった（第92）。

第10章 最高法規

第3章から削除した総司令部案第10条をここに移した（第94）。

（小委員会報告書 391～409頁）

8 憲法改正草案 1946(昭和21)年4月17日

総司令部側と交渉のうえ草案要綱を補正し、これを法文化したものの

草案の作成にあたり要綱から改められた主な内容

1 口語体とした。

政府部内に新憲法を形式の上でも民主化することが適当であるとする意見が支配的となり、法制史上画期的なひらがな口語体の条文が作られた。

2 「輔弼賛同」の語を口語体にするにあたり、やさしい言葉に書き換え「補佐と同意」とした(第3条、第7条)。

この部分については草案発表の翌日、総司令部側から天皇と内閣との関係は、内閣が上位であり天皇がその下位に立つものであるから、「同意」という語は不適切であるとの指摘があり、結局、「助言と承認」に改められた。

3 外務省の申し入れにより、草案第7条中に大使の全権委任状及び信任状についての認証並びに批准書及び法律の定めるその他の外交文書の認証が加えられた(第7条第5号、第8号)。

4 衆議院解散中における立法等の応急措置について、参議院の緊急集会の制度を設けた。

憲法改正草案

第50条第2項 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

第50条第3項 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

5 両院の議事は公開とし、秘密会が禁止されていたが、新たに秘密会の例外を設けた。

憲法改正草案

第53条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

(以下略)

6 衆議院の優越性に関する規定中、予算に関し、参議院が衆議院の議決後、一定期間を経た後にも議決を行わない場合、衆議院の議決をもって国会の議決とみなす規定が欠けているので追加した(第56条第2項)。

7 国政調査権に基づく要求に応じない者を議院みずから処罰しうる規定を削除した(第58条)。

(小委員会報告書 430～437頁)

この憲法改正草案が、昭和21年5月24日の閣議において所要の字句修正等がなされた後、帝国憲法改正案として、同年6月20日、衆議院に提出されるに至った。

9 衆議院の修正箇所

1946（昭和21）年8月24日、帝国憲法改正案は衆議院で修正議決された。

衆議院による主な修正項目

前文及び第1章

総司令部側の強い意向により、前文及び第1条を修正し、主権在民を明文化した。

帝国憲法改正案

第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、日本国民の至高の総意に基く。

衆議院修正

第1条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第2章 戦争放棄

原案第9条の表現は、日本がやむをえず戦争を放棄するような感じを与え、自主性に乏しいという意見が強かったため、修正案懇談のための小委員会において、芦田均小委員長から試案が提出され、小委員長において案文を調整し、修正案が決められた。

この第9条の修正については、総司令部側からはなんらの異議もなかった。

帝国憲法改正案

第9条 国の主権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、他国との間の紛争の解決の手段としては、永久にこれを抛棄する。

陸海空軍その他の戦力は、これを保持してはならない。国の交戦権は、これを認めない。

衆議院修正

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

内閣憲法調査会における芦田氏の第9条修正に関する発言要旨

……第2項の冒頭に「前項の目的を達するため」という辞句を挿入することにより、原案では無条件に戦力を保有しないとあったものが、一定の条件の下に武力を持たないことになる。日本は無条件に武力を捨てるのではない。……

これに対し、政府は貴族院の審議、枢密院の審議を通じ、原案と趣旨において差異はないものと説明している。

第3章 国民の権利義務

国民の要件（現行第10条）、いわゆる国家賠償（現行第17条）、納税の義務（現行第30条）、刑事補償（現行第40条）に関する規定の新設、勤労の義務（現行第27条）の挿入については、各派一致した見解に基づくものであった。現行第25条の健康で文化的な最低生活の保障に関する規定の追加及び勤労の義務の規定における「休息」の挿入は、社会党委員の強い主張によるものである。

第4章 国会

選挙及び被選挙資格に関する現行第44条の規定のただし書に「教育、財産又は収入」を追加する修正は、総司令部側からの申し入れである。

第5章 内閣

内閣総理大臣は国会議員の中から指名することとし（現行第67条）、また、国務大臣の過半数は国会議員の中から選ばなければならないものとし、その選任についての国会の承認を削除したこと（現行第68条）は、総司令部側の要請であるが、審議の過程でも同方向の意見が出ており、別段の反対はなかった。

帝国憲法改正案

第64条 内閣総理大臣は、国会の承認により、国務大臣を任命する。この承認については、前条第2項の規定（注：衆議院の優越）を準用する。
（以下略）

衆議院修正

第68条 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。
（以下略）

総司令部側から上記の要請と同時に、「内閣総理大臣及び国務大臣はシビリアンでなければならない。」という条項を加えることの要請がなされたが、第9条との関係上、不合理であることを総司令部側に説明し、その了解を得た。

第7章 財政

皇室財産の国庫帰属に関する規定（現行第88条）は、世襲財産を存置しながら、その収入はすべて国庫に帰属することは不合理であるとし、「世襲財

産以外の皇室財産は、すべて国に属する。法律の定める皇室の支出は、……」とする案を小委員会でもとめたが、総司令部側からは、むしろ「すべて皇室財産は、国に属する。」とすべきとの提案があり、やむをえずそのように決した。

帝国憲法改正案

第 8 4 条 世襲財産以外の皇室の財産は、すべて国に属する。皇室財産から生ずる収益は、すべて国庫の収入とし、法律の定める皇室の支出は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

衆議院修正

第 8 8 条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

第 10 章 最高法規

憲法のほかこれに基づく法律及び条約までも最高法規としていた点については、委員会、総司令部側ともに不合理であるとして、削除された。国際法規尊重に関する規定の追加は日本側の発意である（現行第 9 8 条）。

第 11 章 補則

現存華族に関する経過規定が削除されたが、これは各派一致の意見に基づくものであった。

（小委員会報告書 496～508頁）

10 貴族院の修正箇所

1946（昭和21）年10月6日、帝国憲法改正案は貴族院で修正議決され、10月7日、回付案が衆議院で同意された。

貴族院による主な修正項目

- 1 前文の字句について若干の修正をした。
- 2 第15条に、公務員の選挙について成年者による普通選挙を保障する規定を追加した。
- 3 第59条に、法律案の場合についての両院協議会の規定を追加した。
- 4 第66条に、内閣総理大臣その他の国务大臣は文民でなければならない旨の規定を追加した。

前文の字句の修正と両院協議会の規定の追加は貴族院側の発意であり、普通選挙の保障と文民条項は総司令部側の要請である。

文民条項は衆議院の段階でいったん取り止めになったが、極東委員会からの強い要請であったため、総司令部側も乗り気ではなかったが、結局修正することとなった。

（小委員会報告書 534～537頁）

總 司 令 部 案

「日本國憲法」は、「Constitution of Japan」(司令部草案)の譯文であり、昭和二十二年二月二十六日の臨時閣議に配布されたものである。

この資料は、原本によつた。

日本國憲法

我等日本國人民ハ、國民議會ニ於ケル正當ニ選舉セラレタル我等ノ代表者ヲ通シテ行動シ、我等自身及我等ノ子孫ノ爲ニ諸國民トシテ平和的協力及此ノ國全土ニ及フ自由ノ祝福ノ成果ヲ確保スヘク決心シ、且政府ノ行爲ニ依リ再ヒ戰爭ノ恐威ニ訪ラレサルヘク決意シ、茲ニ人民ノ意思ノ主權ヲ宣言シ、國政ハ其ノ權能ハ人民ヨリ承ケ其ノ權力ハ人民ノ代表者ニ依リ行使セラレ而シテ其ノ利益ハ人民ニ依リ享有セララルル神聖ナル信託ナリトノ普遍的原則ノ上ニ立ツ所ノ此ノ憲法ヲ制定確立ス、而シテ我等ハ此ノ憲法ト牴觸スル一切ノ憲法、命令、法律及詔勅ヲ排斥及廢止ス

我等ハ永世ニ亘リ平和ヲ希求シ且今ヤ人類ヲ搖リ動カシツツアル人間關係支配ノ高貴ナル理念ヲ滿全ニ自覺シテ、我等ノ安全及生存ヲ維持スル爲世界ノ平和寧好諸國民ノ正義ト信義トニ信倚センコトニ意ヲ固メタリ、我等ハ平和ノ維持竝ニ横暴、奴隸、壓制及無慈悲ヲ永遠ニ地上ヨリ追放スルコトヲ主義方針トスル國際社會内ニ名譽ノ地位ヲ占メンコトヲ欲求ス、我等ハ高國民等シク恐怖ト缺乏ニ慮ケラルル憂ナク平和ノ裏ニ生存スル權利ヲ有スルコトヲ承認シ且之ヲ表白ス

我等ハ如何ナル國民モ單ニ自己ニ對シテノミ責任ヲ有スルニアラスシテ政治道德ノ法則ハ普遍的ナリト信ス、而シテ

斯ノ如キ法則ヲ遵奉スルコトハ自己ノ主權ヲ維持シ他國民トノ主權ニ基ク關係ヲ正義付ケントスル諸國民ノ義務ナリト信ス

我等日本國人民ハ此等ノ尊貴ナル主義及目的ヲ我等ノ國民的名譽、決意及總力ニ懸ケテ奮アモノナリ

第二章 皇帝

第一條 皇帝ハ國家ノ象徵ニシテ又人民ノ統一ノ象徵タルヘシ彼ハ其ノ地位ヲ人民ノ主權意思ヨリ承ケ之ヲ他ノ如何ナル源泉ヨリモ承ケス

第二條 皇位ノ繼承ハ世襲ニシテ國會ノ制定スル皇室典範ニ依ルヘシ

第三條 國事ニ關スル皇帝ノ一切ノ行爲ニハ內閣ノ輔弼及協贊ヲ要ス而シテ內閣ハ之カ責任ヲ負フヘシ

皇帝ハ此ノ憲法ノ規定スル國家ノ機能ヲノミ行フヘシ彼ハ政治上ノ權限ヲ有セス又之ヲ把握シ又ハ賦與セラルルコト無カルヘシ

皇帝ハ其ノ機能ヲ法律ノ定ムル所ニ從ヒ委任スルコトヲ得

第四條 國會ノ制定スル皇室典範ノ規定ニ從ヒ攝政ヲ置クトキハ皇帝ノ責務ハ攝政之ヲ皇帝ノ名ニ於テ行フヘシ而シテ此ノ憲法ニ定ムル所ノ皇帝ノ機能ニ對スル制限ハ攝政ニ對シ等シク適用セラルヘシ

第五條 皇帝ハ國會ノ指名スル者ヲ總理大臣ニ任命ス

第六條 皇帝ハ內閣ノ輔弼及協贊ニ依リテノミ行動シ人民ニ代リテ國家ノ左ノ機能ヲ行フヘシ即

國會ノ制定スル一切ノ法律、一切ノ內閣命令、此ノ憲法ノ一切ノ改正並ニ一切ノ條約及國際規約ニ皇璽ヲ鈐シテ之

ヲ公布ス

國會ヲ召集ス

國會ヲ解散ス

總選舉ヲ命ス

國務大臣、大使及其ノ他ノ國家ノ官吏ニシテ法律ノ規定ニ依リ其ノ任命又ハ囑託及辭職又ハ免職カ此ノ方法ニテ

公證セラルヘキモノノ任命又ハ囑託及辭職又ハ免職ヲ公證ス

大赦、恩赦、減刑、執行猶豫及復權ヲ公證ス

榮譽ヲ授與ス

外國ノ大使及公使ヲ受ク

適當ナル式典ヲ執行ス

第七條 國會ノ許諾ナクシテハ皇位ニ金錢又ハ其ノ他ノ財産ヲ授與スルコトヲ得ス又皇位ハ何等ノ支出ヲ爲スコトヲ得ス

第三章 戰爭ノ廢棄

第八條 國民ノ一主權トシテノ戰爭ハ之ヲ廢止ス他ノ國民トノ紛爭解決ノ手段トシテノ武力ノ威嚇又ハ使用ハ永久ニ之ヲ廢棄ス

陸軍、海軍、空軍又ハ其ノ他ノ戦力ハ決シテ許諾セラルルコト無カルヘク又交戰狀態ノ權利ハ決シテ國家ニ授與セ

ラルルコト無カルヘシ

第三章 人民ノ權利及義務

第九條 日本國ノ人民ハ何等ノ干涉ヲ受クルコト無クシテ一切ノ基本的人權ヲ享有スル權利ヲ有ス

第十條 此ノ憲法ニ依リ日本國ノ人民ニ保障セラルル基本的人權ハ人類ノ自由ヲラントスル積年ノ闘争ノ結果ナリ時ト經驗ノ坩堝ノ中ニ於テ永續性ニ對スル嚴酷ナル試練ニ克ク耐ヘタルモノニシテ永世不可侵トシテ現在及將來ノ人民ニ神聖ナル委託ヲ以テ賦與セラルルモノナリ

第十一條 此ノ憲法ニ依リ宣言セラルル自由、權利及機會ハ人民ノ不斷ノ監視ニ依リ確保セラルルモノニシテ人民ハ其ノ濫用ヲ防キ常ニ之ヲ共同ノ福祉ノ爲ニ行使スル義務ヲ有ス

第十二條 日本國ノ封建制度ハ終止スヘシ一切ノ日本人ハ其ノ人類タルコトニ依リ個人トシテ尊敬セラルヘシ一般ノ福祉ノ限度内ニ於テ生命、自由及幸福探求ニ對スル其ノ權利ハ一切ノ法律及一切ノ政治ノ行爲ノ至上考慮タルヘシ

第十三條 一切ノ自然人ハ法律上平等ナリ政治的、經濟的又ハ社會的關係ニ於テ人種、信條、性別、社會の身分、階級又ハ國籍起源ノ如何ニ依リ如何ナル差別的待遇モ許容又ハ默認セラルルコト無カルヘシ

爾今以後何人モ貴族タルノ故ヲ以テ國又ハ地方ノ如何ナル政治的權力ヲモ有スルコト無カルヘシ

皇族ヲ除クノ外貴族ノ權利ハ現存ノ者ノ生存中ヲ限り之ヲ廢止ス榮譽、勳章又ハ其ノ他ノ優遇ノ授與ニハ何等ノ特權モ附隨セサルヘシ又右ノ授與ハ現ニ之ヲ有スル又ハ將來之ヲ受クル個人ノ生存中ヲ限り其ノ效力ヲ失フヘシ

第十四條 人民ハ其ノ政府及皇位ノ終局ノ決定者ナリ彼等ハ其ノ公務員ヲ選定及罷免スル不可讓ノ權利ヲ有ス

一切ノ公務員ハ全社會ノ奴僕ニシテ如何ナル團體ノ奴僕ニモアラス

有ラユル選舉ニ於テ投票ノ秘密ハ不可侵ニ保タルヘシ選舉人ハ其ノ選擇ニ關シ公的ニモ私的ニモ責ヲ問ハルルコト無カルヘシ

第十五條 何人モ損害ノ救済、公務員ノ罷免及法律、命令又ハ規則ノ制定、廢止又ハ改正ニ關シ平穩ニ請願ヲ爲ス權利ヲ有ス又何人モ右ノ如キ請願ヲ主唱シタルコトノ爲ニ如何ナル差別的待遇ヲモ受クルコト無カルヘシ

第十六條 外國人ハ平等ニ法律ノ保護ヲ受クル權利ヲ有ス

第十七條 何人モ奴隸、農奴又ハ如何ナル種類ノ奴隸役務ニ服セシメラルルコト無カルヘシ犯罪ノ爲ノ處罰ヲ除クノ外本人ノ意思ニ反スル服役ハ之ヲ禁ス

第十八條 思想及良心ノ自由ハ不可侵タルヘシ

第十九條 宗教ノ自由ハ何人ニモ保障セラル如何ナル宗教團體モ國家ヨリ特別ノ特權ヲ受クルコト無カルヘク又政治上ノ權限ヲ行使スルコト無カルヘシ

何人モ宗教的ノ行爲、祝典、式典又ハ行事ニ參加スルコトヲ強制セラレサルヘシ

國家及其ノ機關ハ宗教教育又ハ其ノ他如何ナル宗教的活動ヲモ爲スヘカラス

第二十條 集會、言論及定期刊物並ニ其ノ他一切ノ表現形式ノ自由ヲ保障ス檢閲ハ之ヲ禁シ通信手段ノ秘密ハ之ヲ侵ス可カラス

第二十一條 結社、運動及住居選定ノ自由ハ一般ノ福祉ト抵觸セサル範圍内ニ於テ何人ニモ之ヲ保障ス

何人モ外國ニ移住シ又ハ國籍ヲ變更スル自由ヲ有ス

第二十二條 學究上ノ自由及職業ノ選擇ハ之ヲ保障ス

第二十三條 家族ハ人類社會ノ基底ニシテ其ノ傳統ハ善カレ惡シカレ國民ニ滲透ス婚姻ハ男女兩性ノ法律上及社會上ノ争フ可カラサル平等ノ上ニ存シ兩親ノ強要ノ代リニ相互同意ノ上ニ基礎ツケラレ且男性支配ノ代リニ協力ニ依リ維持セラルヘシ此等ノ原則ニ反スル諸法律ハ廢止セラレ配偶ノ選擇、財産權、相續、住所ノ選定、離婚並ニ婚姻及家族ニ關スル其ノ他ノ事項ヲ個人ノ威嚴及兩性ノ本質的平等ニ立脚スル他ノ法律ヲ以テ之ニ代フヘシ

第二十四條 有ラユル生活範圍ニ於テ法律ハ社會的福祉、自由、正義及民主主義ノ向上發展ノ爲ニ立案セラルヘシ無償、普遍的且強制的ナル教育ヲ設立スヘシ

兒童ノ私利的酷使ハ之ヲ禁止スヘシ

公共衛生ヲ改善スヘシ

社會的安寧ヲ計ルヘシ

勞働條件、賃銀及勤務時間ノ規程ヲ定ムヘシ

第二十五條 何人モ働ク權利ヲ有ス

第二十六條 勞働者ガ團結、商議及集團行爲ヲ爲ス權利ハ之ヲ保障ス

第二十七條 財産ヲ所有スル權利ハ不可侵ナリ然レトモ財産權ハ公共ノ福祉ニ從ヒ法律ニ依リ定義セラルヘシ

第二十八條 土地及一切ノ天然資源ノ究極的所有權ハ人民ノ集團の代表者トシテノ國家ニ歸屬ス國家ハ土地又ハ其ノ

他ノ天然資源ヲ其ノ保存、開發、利用又ハ管理ヲ確保又ハ改善スル爲ニ公正ナル補償ヲ拂ヒテ收用スルコトヲ得

第二十九條 財産ヲ所有スル者ハ義務ヲ負フ其ノ使用ハ公共ノ利益ノ爲タルヘシ國家ハ公正ナル補償ヲ拂ヒテ私有財産ヲ公共ノ利益ノ爲ニ收用スルコトヲ得

第三十條 何人モ裁判所ノ當該官吏ガ發給シ訴追ノ理由タル犯罪ヲ明示セル逮捕狀ニ依ルニアラスシテ逮捕セラルルコト無カルヘシ但シ犯罪ノ實行中ニ逮捕セラルル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三十一條 何人モ訴追ノ趣旨ヲ直チニ告ケラルルコト無ク又ハ直チニ辯護人ヲ依頼スル特權ヲ與ヘラルルコト無クシテ逮捕又ハ拘留セラレサルヘシ何人モ交通遮斷者トセラルルコト無カルヘシ何人モ適當ナル理由無クシテ拘留セラレサルヘシ要求アルトキハ右理由ハ公開廷ニテ本人及其ノ辯護人ノ面前ニ於テ直チニ開示セラルヘシ

第三十二條 何人モ國會ノ定ムル手續ニ依ルニアラサレハ其ノ生命若ハ自由ヲ奪ハレ又ハ刑罰ヲ科セラルルコト無カルヘシ又何人モ裁判所ニ上訴ヲ提起スル權利ヲ奪ハルコト無カルヘシ

第三十三條 人民ガ其ノ身體、家庭、書類及所持品ニ對シ侵入、搜索及押收ヨリ保障セラルル權利ハ相當ノ理由ニ基キテノミ發給セラレ殊ニ搜索セラルヘキ場所及拘禁又ハ押收セラルヘキ人又ハ物ヲ表示セル司法逮捕狀ニ依ルニアラスシテ害セラルルコト無カルヘシ

各搜索又ハ拘禁若ハ押收ハ裁判所ノ當該官吏ノ發給セル各別ノ逮捕狀ニ依リ行ハルヘシ

第三十四條 公務員ニ依ル拷問ハ絕對ニ之ヲ禁ス

第三十五條 過大ナル保釋金ヲ要求スヘカラス又殘虐若ハ異常ナル刑罰ヲ科スヘカラス

第三十六條 一切ノ刑事訴訟事件ニ於テ被告人ハ公平ナル裁判所ノ迅速ナル公開裁判ヲ受クル權利ヲ享有スヘシ

刑事被告人ハ一切ノ證人ヲ反對訊問スル有ラニル機會ヲ與ヘラルヘク又自己ノ爲ノ證人ヲ公費ヲ以テ獲得スル強制的手續ニ對スル權利ヲ有スヘシ

被告人ハ常ニ資格アル辯護人ヲ依頼シ得ヘク若シ自己ノ努力ニ依リ辯護人ヲ得ル能ハサルトキハ政府ニ依リ辯護人ヲ附添セラルヘシ

第三十七條 何人モ管轄權有ル裁判所ニ依ルニアラサレハ有罪ト宣言セラルルコト無カルヘシ

何人モ同一ノ犯罪ニ因リ再度厄ニ遭フコト無カルヘシ

第三十八條 何人モ自己ニ不利益ナル證言ヲ爲スコトヲ強要セラレサルヘシ

自白ハ強制、拷問若ハ脅迫ノ下ニ爲サレ又ハ長期ニ亘ル逮捕若ハ拘留ノ後ニ爲サレタルトキハ證據トシテ許容セラレサルヘシ

何人モ自己ニ不利益ナル唯一ノ證據カ自己ノ自白ナル場合ニ於テハ有罪ノ判決又ハ刑ノ宣告ヲ受クルコト無カルヘシ

第三十九條 何人モ實行ノ時ニ於テ合法ナリシ行爲ニ因リ刑罰ヲ科セラルルコト無カルヘシ

第四章 國會

第四十條 國會ハ國家ノ權力ノ最高ノ機關ニシテ國家ノ唯一ノ法律制定機關タルヘシ

第四十一條 國會ハ三百人ヨリ少カラス五百人ヲ超エサル選舉セラレタル議員ヨリ成ル單一ノ院ヲ以テ構成ス

第四十二條 選舉人及國會議員候補者ノ資格ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ而シテ右資格ヲ定ムルニ當リテハ性別、人種、信條、皮膚色又ハ社會上ノ身分ニ因リ何等ノ差別ヲ爲スヲ得ス

第四十三條 國會議員ハ國庫ヨリ法律ノ定ムル適當ノ報酬ヲ受クヘシ

第四十四條 國會議員ハ法律ノ規定スル場合ヲ除クノ外如何ナル場合ニ於テモ國會ノ議事ニ出席中又ハ之ニ出席スル爲ノ往復ノ途中ニ於テ逮捕セラルルコト無カルヘク又國會ニ於ケル演說、討議又ハ投票ニ因リ國會以外ニ於テ法律上ノ責ヲ問ハルルコト無カルヘシ

第四十五條 國會議員ノ任期ハ四年トス然レトモ此ノ憲法ノ規定スル國會解散ニ因リ滿期以前ニ終了スルコトヲ得

第四十六條 選舉、任命及投票ノ方法ハ法律ニ依リ之ヲ定ムヘシ

第四十七條 國會ハ少クとも毎年一回之ヲ召集スヘシ

第四十八條 内閣ハ臨時議會ヲ召集スルコトヲ得國會議員ノ二割ヨリ少カラサル者ノ請願アリタルトキハ之ヲ召集スルコトヲ要ス

第四十九條 國會ハ選舉及議員ノ資格ノ唯一ノ裁決者タルヘシ當選ノ證明ヲ有スルモ其ノ效力ニ疑アル者ノ當選ヲ拒否セントスルトキハ出席議員ノ多數決ニ依ルヲ要ス

第五十條 議事ヲ行フニ必要ナル定足數ハ議員全員ノ三分ノ一ヨリ少カラサル數トス此ノ憲法ニ規定スル場合ヲ除クノ外國會ノ行爲ハ凡ヘテ出席議員ノ多數決ニ依ルヘシ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第五十一條 國會ハ議長及其ノ他ノ役員ヲ選定スヘシ國會ハ議事規則ヲ定メ並ニ議員ヲ無秩序ナル行動ニ因リ處罰及

除名スルコトヲ得議員除名ノ動議有リタル場合ニ之ヲ實行セントストキハ出席議員ノ三分ノ二ヨリ少カラサル者ノ贊成ヲ要ス

第五十二條 法律ハ法律案ニ依ルニアラサレハ之ヲ議決スルコトヲ得ス

第五十三條 國會ノ議事ハ之ヲ公開スヘク秘密會議ハ之ヲ開クコトヲ得ス國會ハ其ノ議事ノ記録ヲ保存シ且發表スヘク一般公衆ハ此ノ記録ヲ入手シ得ヘシ出席議員二割ノ要求アルトキハ議題ニ對スル各議員ノ贊否ヲ議事録ニ記載スヘシ

第五十四條 國會ハ調査ヲ行ヒ證人ノ出頭及證言供述竝ニ記録ノ提出ヲ強制シ且之ニ應セサル者ヲ處罰スル權限ヲ有スヘシ

第五十五條 國會ハ出席議員ノ多數決ヲ以テ總理大臣ヲ指定スヘシ總理大臣ノ指定ハ國會ノ他ノ一切ノ事務ニ優先シテ行ハルヘシ

國會ハ諸般ノ國務大臣ヲ設定スヘシ

第五十六條 總理大臣及國務大臣ハ國會ニ議席ヲ有ストト否トニ拘ハラズ何時ニテモ法律案ヲ提出シ討論スル目的ヲ以テ出席スルコトヲ得質問ニ答辯スルコトヲ要求セラレタルトキハ出席スヘシ

第五十七條 內閣ハ國會カ全議員ノ多數決ヲ以テ不信任案ノ決議ヲ通過シタル後又ハ信任案ヲ通過セサリシ後十日以內ニ辭職シ又ハ國會ニ解散ヲ命スヘシ國會カ解散ヲ命セラレタルトキハ解散ノ日ヨリ三十日ヨリ少カラス四十日ヲ超エサル期間內ニ特別選舉ヲ行フヘシ新タニ選舉セラレタル國會ハ選舉ノ日ヨリ二十日以内ニ之ヲ召集スヘシ

第五十八條 國會ハ罷免訴訟ノ被告タル司法官ヲ裁判スル爲議員中ヨリ彈劾裁判所ヲ構成スヘシ

第五十九條 國會ハ此ノ憲法ノ規定ヲ施行スル爲必要ニシテ適當ナル一切ノ法律ヲ制定スヘシ

第五章 內閣

第六十條 行政權ハ內閣ニ歸屬ス

第六十一條 內閣ハ其ノ首長タル總理大臣及國會ニ依リ授權セララルル其ノ他ノ國務大臣ヲ以テ構成ス

內閣ハ行政權ノ執行ニ當リ國會ニ對シ集團的ニ責任ヲ負フ

第六十二條 總理大臣ハ國會ノ輔弼及協贊ヲ以テ國務大臣ヲ任命スヘシ

總理大臣ハ個々ノ國務大臣ヲ任意ニ罷免スルコトヲ得

第六十三條 總理大臣缺員ト爲リタルトキ又ハ新國會ヲ召集シタルトキハ內閣ハ總辭職ヲ爲スヘク新總理大臣任命セラルヘシ

右指名アルマテハ內閣ハ其ノ責務ヲ行フヘシ

第六十四條 總理大臣ハ內閣ニ代リテ法律案ヲ提出シ一般國務及外交關係ヲ國會ニ報告シ竝ニ行政政府ノ各部及各支部ノ指揮及監督ヲ行フ

第六十五條 內閣ハ他ノ行政的責任ノホカ

法律ヲ忠實ニ執行シ國務ヲ管理スヘシ

外交關係ヲ處理スヘシ

公共ノ利益ト認ムル條約、國際規約及協定ヲ事前ノ授權又ハ事後ノ追認ニ依ル國會ノ協賛ヲ以テ締結スヘシ

國會ノ定ムル規準ニ從ヒ内政事務ヲ處理スヘシ

年次豫算ヲ作成シテ之ヲ國會ニ提出スヘシ

此ノ憲法及法律ノ規定ヲ實行スル爲命令及規則ヲ發スヘシ然レトモ右命令又ハ規則ハ刑罰規定ヲ包含スヘカラス

大赦、恩赦、減刑、執行猶豫及復權ヲ賦與スヘシ

第六十六條 一切ノ國會制定法及行政命令ハ當該國務大臣之ニ署名シ總理大臣之ニ副署スヘシ

第六十七條 內閣大臣ハ總理大臣ノ承諾無クシテ在任中訴追セラルルコト無カルヘシ然レトモ此ノ理由ニ因リ如何ナ

ル訴權モ享セラルルコトナシ

第六章 司法

第六十八條 強力ニシテ獨立ナル司法府ハ人民ノ權利ノ堡壘ニシテ全司法權ハ最高法院及國會ノ隨時設置スル下級裁

判所ニ歸屬ス

特別裁判所ハ之ヲ設置スヘカラス又行政府ノ如何ナル機關又ハ支部ニモ最終的司法權ヲ賦與スヘカラス

判事ハ凡ヘテ其ノ良心ノ行使ニ於テ獨立タルヘク此ノ憲法及其レニ基キ制定セラルル法律ニノミ拘束セラルヘシ

第六十九條 最高法院ハ規則制定權ヲ有シ其レニ依リ訴訟手續規則、辯護士ノ資格、裁判所ノ内部規律、司法行政並

ニ司法權ノ自由ナル行使ニ關係アル其ノ他ノ事項ヲ定ム

檢察官ハ裁判所ノ職責ニシテ裁判所ノ規則制定權ニ服スヘシ

最高法院ハ下級裁判所ノ規則ヲ制定スル權限ヲ下級裁判所ニ委任スルコトヲ得

第七十條 判事ハ公開ノ彈劾ニ依リテノミ罷免スルコトヲ得行政機關又ハ支部ニ依リ懲戒處分ニ附セラルルコト無カルヘシ

第七十一條 最高法院ハ首席判事及國會ノ定ムル員數ノ普通判事ヲ以テ構成ス右判事ハ凡ヘテ內閣ニ依リ任命セラレ

不都合ノ所爲無キ限リ滿七十歳ニ到ルマテ其ノ職ヲ免セラルルコト無カルヘシ但シ右任命ハ凡ヘテ任命後最初ノ總

選舉ニ於テ、爾後ハ次ノ先位確認後十曆年經過直後行ハルル總選舉ニ於テ、審査セラルヘシ若シ選舉民カ判事ノ罷

免ヲ多數決ヲ以テ議決シタルトキハ右判事ノ職ハ缺員ト爲ルヘシ

右ノ如キ判事ハ凡ヘテ定期ニ適當ノ報酬ヲ受クヘシ報酬ハ任期中減額セラルルコト無カルヘシ

第七十二條 下級裁判所ノ判事ハ各缺員ニ付最高法院ノ指名スル少クトモ二人以上ノ候補者ノ氏名ヲ包含スル表ノ中

ヨリ內閣之ヲ任命スヘシ右判事ハ凡ヘテ十年ノ任期ヲ有スヘク再任ノ特權ヲ有シ定期ニ適當ノ報酬ヲ受クヘシ報酬

ハ任期中減額セラルルコト無カルヘシ判事ハ滿七十歳ニ達シタルトキハ退職スヘシ

第七十三條 最高法院ハ最終裁判所ナリ法律、命令、規則又ハ官憲ノ行爲ノ憲法上合法ナリヤ否ヤノ決定カ問題ト爲

リタルトキハ憲法第三章ニ基ク又ハ關聯スル有ラユル場合ニ於テハ最高法院ノ判決ヲ以テ最終トス法律、命令、規

則又ハ官憲ノ行爲ノ憲法上合法ナリヤ否ヤノ決定カ問題ト爲リタル其ノ他有ラユル場合ニ於テハ國會ハ最高法院ノ

判決ヲ再審スルコトヲ得

再審ニ附スルコトヲ得ル最高法院ノ判決ハ國會議員全員ノ三分ノ二ノ贊成ヲ以テノミ之ヲ破棄スルコトヲ得國會ハ

最高法院ノ判決ノ再審ニ關スル手續規則ヲ制定スヘシ

第七十四條 外國ノ大使、公使及領事官ニ關係アル一切ノ事件ニ於テハ最高法院ハ專屬的原始管轄ヲ有ス

第七十五條 裁判ハ公開廷ニ於テ行ヒ判決ハ公然言ヒ渡スヘシ然レトモ裁判所カ公開ヲ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ害有リト全員一致ヲ以テ決スルトキハ非公開ニテ裁判ヲ行フコトヲ得但シ政治的犯罪、定期刊行物ノ犯罪及此ノ憲法第三章ノ確保スル人民ノ權利カ問題ト爲レル場合ニ於ケル裁判ハ例外ナク公開セラルヘシ

第七章 財政

第七十六條 租稅ヲ徵シ、金錢ヲ借入シ、資金ヲ使用シ竝ニ硬貨及通貨ヲ發行シ及其ノ價格ヲ規整スル權限ハ國會ヲ通シテ行使セラルヘシ

第七十七條 國會ノ行爲ニ依リ又ハ國會ノ定ムル條件ニ依ルニアラサレハ新タニ租稅ヲ課シ又ハ現行ノ租稅ヲ變更スルコトヲ得ス

此ノ憲法發布ノ時ニ於テ效力ヲ有スル一切ノ租稅ハ現行ノ規則カ國會ニ依リ變更セラルルマテ引キ續キ現行ノ規則ニ從ヒ徵集セラルヘシ

第七十八條 充當スヘキ特別豫算無クシテ契約ヲ締結スヘカラス

又國會ノ承認ヲ得ルニアラサレハ國家ノ資産ヲ貸與スヘカラス

第七十九條 內閣ハ一切ノ支出計畫竝ニ歳入及借入豫想ヲ含ム次期會計年度ノ全財政計畫ヲ示ス年次豫算ヲ作成シ之ヲ國會ニ提出スヘシ

第八十條 國會ハ豫算ノ項目ヲ不承認、減額、増額若ハ却下シ又ハ新ナル項目ヲ追加スルコトヲ得

國會ハ如何ナル會計年度ニ於テモ借入金額ヲ含ム同年度ノ豫想歳入ヲ超過スル金錢ヲ支出スヘカラス

第八十一條 豫期セサル豫算ノ不足ニ備フル爲メ內閣ノ直接監督ノ下ニ支出スヘキ豫備費ヲ設クルコトヲ許スコトヲ得
內閣ハ豫備費ヲ以テスル一切ノ支出ニ關シ內閣ニ對シ責任ヲ負フヘシ

第八十二條 世襲財産ヲ除ク外皇室ノ一切ノ財産ハ國民ニ歸屬スヘシ一切ノ皇室財産ヨリスル收入ハ國庫ニ納入スヘシ而シテ法律ノ規定スル皇室ノ手當及費用ハ國會ニ依リ年次豫算ニ於テ支辨セラルヘシ

第八十三條 公共ノ金錢又ハ財産ハ如何ナル宗教制度、宗教團體若ハ社團ノ使用、利益若ハ支持ノ爲メ又ハ國家ノ管理ニ服ササル如何ナル慈善、教育若ハ博愛ノ爲メモ充當セラルルコト無カルヘシ

第八十四條 會計検査院ハ毎年國家ノ一切ノ支出及歳入ノ最終的會計検査ヲ爲シ內閣ハ次年度中ニ之ヲ國會ニ提出スヘシ

會計検査院ノ組織及權限ハ國會之ヲ定ムヘシ

第八十五條 內閣ハ定期ニ且少クトモ毎年財政狀態ヲ國會及人民ニ報告スヘシ

第八章 地方政治

第八十六條 府縣知事、市長、町長、徵稅權ヲ有スル其ノ他ノ一切ノ下級自治体及法人ノ行政長、府縣議會及地方議會ノ議員竝ニ國會ノ定ムル其ノ他ノ府縣及地方役員ハ夫レ夫レ其ノ社會内ニ於テ直接普通選舉ニ依リ選舉セラルヘシ

第八十七條 首都地方、市及町ノ住民ハ彼等ノ財産、事務及政治ヲ處理シ竝ニ國會ノ制定スル法律ノ範圍内ニ於テ彼等自身ノ憲章ヲ作成スル權利ヲ奪ハルルコト無カルヘシ

第八十八條 國會ハ一般法律ノ適用セラレ得ル首都地方、市又ハ町ニ適用セラルヘキ地方的又ハ特別ノ法律ヲ通過スヘカラス但シ右社會ノ選擧民ノ大多數ノ聲諾ヲ條件トスルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九章 改正

第八十九條 此ノ憲法ノ改正ハ議員全員ノ三分ノ二ノ贊成ヲ以テ國會之ヲ發議シ人民ニ提出シテ承認ヲ求ムヘシ人民ノ承認ハ國會ノ指定スル選擧ニ於テ贊成投票ノ多數決ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

右ノ承認ヲ經タル改正ハ直ニ此ノ憲法ノ票案トシテ人民ノ名ニ於テ皇帝之ヲ公布スヘシ

第十章 至上法

第九十條 此ノ憲法竝ニ之ニ基キ制定セラルル法律及條約ハ國民ノ至上法ニシテ其ノ規定ニ反スル公ノ法律若ハ命令及詔勅若ハ其ノ他ノ政治上ノ行爲又ハ其ノ部分ハ法律上ノ效力ヲ有セサルヘシ

第九十一條 皇帝皇位ニ即キタルトキ竝ニ攝政、國務大臣、國會議員司法府員及其ノ他ノ一切ノ公務員其ノ官職ニ就キタルトキハ、此ノ憲法ヲ尊重擁護スル義務ヲ負フ

此ノ憲法ノ效力發生スル時ニ於テ官職ニ在ル一切ノ公務員ハ右ト同様ノ義務ヲ負フヘク其ノ後任者ノ選擧又ハ任命セララルマテ其ノ官職ニ止マルヘシ

第十一章 承認

第九十二條 此ノ憲法ハ國會カ出席議員三分ノ二ノ氏名點呼ニ依リ之ヲ承認シタル時ニ於テ確立スヘシ

國會ノ承認ヲ得タルトキハ皇帝ハ此ノ憲法カ國民ノ至上法トシテ確立セラレタル旨ヲ人民ノ名ニ於テ直ニ宣布スヘシ

三 月 二 日 案

「日本國憲法」は、日本側に交付された司令部草案に準拠して、日本側が昭和二十一年三月二日に作成したものであり、同年三月四日、連合國最高司令部に提出された。

この資料は、原本によつた。

日本國憲法

第二章 天皇

第一條 天皇ハ日本國民至高ノ總意ニ基キ日本國ノ象徴及日本國民統合ノ標暈タル地位ヲ保有ス。

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ世襲シテ之ヲ繼承ス。

第三條 天皇ノ國事ニ關スル一切ノ行爲ハ內閣ノ輔弼ニ依ルコトヲ要ス。內閣ハ之ニ付其ノ責ニ任ズ。

第四條 天皇ハ此ノ憲法ニ定ムル國務ニ限り之ヲ行フ。政治ニ關スル權能ハ之ヲ有スルコトナシ。

天皇ハ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ權能ノ一部ヲ委任シテ行使セシムルコトヲ得。

第五條 皇室典範ノ定ムル所ニ依リ攝政ヲ置クトキハ攝政ハ天皇ノ名ニ於テ其ノ權限ヲ行フ。此ノ場合ニ於テハ前條

第一項ノ規定ヲ準用ス。

第六條 天皇ハ國會ノ決議ヲ經テ內閣總理大臣ヲ任命ス。

第七條 天皇ハ內閣ノ輔弼ニ依リ國民ノ爲ニ左ノ國務ヲ行フ。

一 憲法改正、法律、閣令及條約ノ公布

二 國會ノ召集

- 三 衆議院ノ解散
- 四 衆議院議員ノ總選舉ヲ行フベキ旨ノ命令
- 五 國務大臣、大使及法律ノ定ムル所ニ依ル其ノ他ノ官吏ノ任免
- 六 大赦、特赦、減刑、刑ノ執行ノ停止及復權
- 七 榮典ノ授與
- 八 外國ノ大使及公使ノ引接
- 九 式典ノ舉行

第八條 皇室ニ對シ又ハ皇室ヨリスル財産ノ授受及收支ハ國會ノ承諾ナクシテ之ヲ爲スコトヲ得ズ。

第二章 戰爭ノ廢止

第九條 戰爭ヲ國權ノ發動ト認メ武力ノ威嚇又ハ行使ヲ他國トノ間ノ爭議ノ解決ノ具トスルコトハ永久ニ之ヲ廢止ス。

陸海空軍其ノ他ノ戦力ノ保持及國ノ交戦權ハ之ヲ認メズ。

第三章 國民ノ權利及義務

第十條 國民ハ凡テノ基本的人權ノ享有ヲ妨ゲラルルコトナシ。

此ノ憲法ノ保障スル國民ノ基本的人權ハ其ノ尊重ナル由來ニ鑑ミ、永遠ニ互ル不可侵ノ權利トシテ現在及將來ノ國民ニ賦與セラルベシ。

第十一條 此ノ憲法ノ保障スル自由及權利ノ享有ハ國民ノ不斷ノ監視ニ依リテ保持セラルベク、國民ハ其ノ自由及權利ノ濫用ヲ自制シ常ニ公共ノ福祉ノ爲ニ之ヲ利用スルノ義務ヲ負フ。

第十二條 凡テノ國民ハ個人トシテ尊重セラルベク、其ノ生命、自由及幸福ノ追求ニ對スル權利ハ公共ノ福祉ニ抵觸セザル限立法其ノ他諸般ノ國政ノ上ニ於テ最大ノ考慮ヲ拂ハルベシ。

第十三條 凡テノ國民ハ法律ノ下ニ平等ニシテ、人種、信條、性別、社會上ノ身分又ハ門閥ニ依リ政治上、經濟上又ハ社會上ノ關係ニ於テ差別セラルルコトナシ。

爵位、勳章其ノ他ノ榮典ハ特權ヲ伴フコトナシ。

第十四條 外國人ハ均シク法律ノ保護ヲ受クルノ權利ヲ有ス。

第十五條 官吏其ノ他ノ公務員ハ國家社會ノ公僕ニシテ、其ノ選任及解任ノ權能ノ根源ハ全國民ニ存ス。

第十六條 凡テノ選舉ニ於テ投票ノ秘密ハ不可侵ニシテ、選舉人ハ其ノ爲シタル被選舉人ノ選擇ニ關シ責ヲ問ハルルコトナシ。

第十七條 凡テノ國民ハ損害ノ救済、公務員ノ罷免及法令ノ制定改廢ニ關シ請願ヲ爲スノ權利ヲ有シ、之ヲ爲シタルノ故ヲ以テ害惡ヲ加ヘラルルコトナシ。

第十八條 凡テノ國民ハ信教ノ自由ヲ有シ、禮拜、祈禱其ノ他宗教上ノ行爲ヲ強制セラルルコトナシ。

宗教團體ハ政治ニ干與シ又ハ國ヨリ特權ヲ附與セラルルコトヲ得ズ。

國及其ノ機關ハ宗教教育ノ實施其ノ他宗教上ノ活動ヲ爲スコトヲ得ズ。

第十九條 凡テノ國民ハ其ノ思想及良心ノ自由ヲ侵サルルコトナシ。

第二十條 凡テノ國民ハ安寧秩序ヲ妨ガザル限ニ於テ言論、著作、出版、集會及結社ノ自由ヲ有ス。

檢閲ハ法律ノ特ニ定ムル場合ノ外之ヲ行フコトヲ得ズ。

第二十一條 凡テノ國民ハ信書其ノ他ノ通信ノ秘密ヲ侵サルルコトナシ。公共ノ安寧秩序ヲ保持スル爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル。

第二十二條 凡テノ國民ハ研學ノ自由ヲ侵サルルコトナシ。

第二十三條 凡テノ國民ハ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ能力ニ應ジ均シク教育ヲ受クルノ權利ヲ有ス。

凡テノ國民ハ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ保護スル兒童ヲシテ普通教育ヲ受ケシムルノ義務ヲ負フ。其ノ教育ハ無償トス。

第二十四條 凡テノ國民ハ法律ノ定ムル所ニ依リ勤勞ノ權利ヲ有ス。

賃金、就業時間其ノ他勤勞條件ニ關スル事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム。

第二十五條 勤勞者ハ法律ノ定ムル所ニ依リ團結ノ權利及團體交渉其ノ他ノ集團行動ヲ爲スノ權利ヲ有ス。

第二十六條 凡テノ國民ハ公共ノ福祉ニ低觸セザル限ニ於テ居住、移轉及生業選擇ノ自由ヲ有ス。

國民ハ外國ニ移住シ又ハ國籍ヲ離脱スルノ自由ヲ侵サルルコトナシ。

第二十七條 凡テノ國民ハ法律ノ定ムル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルルコトナシ。

第二十八條 凡テノ國民ハ法律ニ依ルニ非ズシテ其ノ生命若ハ身體ノ自由ヲ奪ハレ又ハ處罰セララルルコトナシ。

殘虐ナル刑罰ハ之ヲ課スルコトヲ得ズ。

第二十九條 凡テノ國民ハ種類ノ如何ヲ問ハズ其ノ意ニ反シテ役務ニ服セシメラルルコトナク、且刑罰ノ場合ヲ除クノ外苦役ヲ強制セララルルコトナシ。

兒童ノ虐使ハ之ヲ禁止ス。

第三十條 何人ト雖モ現行犯罪ノ場合ヲ除クノ外正當ナル令狀ニ依ルニ非ズシテ逮捕セララルルコトナク、且正當ノ理由ナクシテ拘禁セララルルコトナシ。

拷問ハ之ヲ禁止ス。

第三十一條 何人ト雖モ裁判所ノ判決確定後ニ於テ同一ノ刑事事件ニ付再ビ審理セララルルコトナシ。但シ法律ノ定ムル再審ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ。

第三十二條 何人ト雖モ自白又ハ自己ノ不利益ナル證言ヲ爲スコトヲ強制セララルルコトナシ。

自白ガ直接又ハ間接ニ強制、拷問又ハ脅迫ノ下ニ爲サレタルトキハ證據トシテ之ヲ認ムルコトヲ得ズ。

自白ノ外他ニ犯罪ノ證據ナキ者ニ對シテハ有罪ノ判決ヲ爲スコトヲ得ズ。

第三十三條 何人ト雖モ適法ノ行爲ニ付後日遡及シテ處罰セララルルコトナシ。

第三十四條 凡テノ國民ハ法律ニ依ルニ非ズシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セララルルコトナシ。

緊急ノ場合ヲ除クノ外住所ノ侵入、搜索及押収ハ正當ナル令狀ニ基クニ非ズレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ。

第三十五條 凡テノ國民ハ其ノ財産權ヲ侵サルルコトナシ。

財産權ノ内容及範圍ハ公共ノ福祉ニ反セザル限度ニ於テ法律ヲ以テ之ヲ定ム。

公共ノ福祉ノ爲ニ必要ナル處分ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム。但シ公正ナル補償ヲ與フルコトヲ要ス。

第三十六條 財産權ハ義務ヲ伴フ。其ノ行使ハ公共ノ福祉ノ爲ニ爲サルベキモノトス。

第三十七條 婚姻ハ男女相互ノ合意ニ基キテノミ成立シ、且夫婦間ノ權利ヲ有スルコトヲ基本トシ相互ノ協力ニ依リ維持セラレベキモノトス。

第三十八條 凡テ國民生活ニ關スル法令ハ自由ノ保障、正義ノ昂揚並ニ公共ノ福祉及民主主義ノ向上發展ヲ旨トシテ之ヲ定ムルコトヲ要ス。

第四章 國 會

第三十九條 國會ハ國權ノ最高機關ニシテ立法權ヲ行フ。

第四十條 國會ハ衆議院及參議院ノ兩院ヲ以テ成立ス。

第四十一條 衆議院ハ選舉セラレタル議員ヲ以テ組織ス。

衆議院議員ノ員數ハ三百人乃至五百人ノ間ニ於テ法律ヲ以テ之ヲ定ム。

第四十二條 衆議院議員ノ選舉人及候補者タル資格ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム。但シ性別、人種、信條又ハ社會上ノ身分ニ依リテ差別ヲ附スルコトヲ得ズ。

第四十三條 衆議院議員ノ任期ハ四年トス。但シ衆議院ノ解散ニ依リ其ノ滿期前ニ終了スルコトヲ妨グズ。

第四十四條 衆議院議員ノ選舉、選舉區及投票ノ方法ニ關スル事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム。

第四十五條 參議院ハ地域別又ハ職能別ニ依リ選舉セラレタル議員及内閣方兩議院ノ議員ヨリ成ル委員會ノ決議ニ依リ任命スル議員ヲ以テ組織ス。

參議院議員ノ員數ハ二百人乃至三百人ノ間ニ於テ法律ヲ以テ之ヲ定ム。

第四十六條 參議院議員ノ任期ハ第一期ノ議員ノ半數ニ當ル者ノ任期ヲ除クノ外六年トシ、各種ノ議員ニ付三年毎ニ其ノ半數ヲ改選ス。

第四十七條 參議院議員ノ選舉又ハ任命、各種議員ノ員數及其ノ候補者タル資格ニ關スル事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム。

第四十八條 何人ト雖モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ズ。

第四十九條 兩議院ノ議員ハ法律ノ定ムル所ニ依リ國庫ヨリ相當額ノ歳費ヲ受ク。

第五十條 兩議院ノ議員ハ法律ノ定ムル場合ヲ除クノ外國會ノ會期中逮捕セラレルコトナシ。會期前ニ逮捕セラレタル議員ハ其ノ院ノ要求アルトキハ會期中之ヲ釋放スベシ。

第五十一條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ爲シタル演說、討議又ハ表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ。

第五十二條 國會ハ少クトモ毎年一回之ヲ召集ス。

第五十三條 内閣ハ臨時議會ヲ召集スルコトヲ得。各議院議員ノ總員四分ノ一以上ニ當ル者ノ要求アリタルトキハ之ヲ召集スルコトヲ要ス。

第五十四條 衆議院解散ヲ命ゼラレタルトキハ解散ノ日ヲ距ル三十日乃至四十日ノ期間内ニ衆議院議員ノ總選舉ヲ行

ヒ、其ノ選舉ノ日ヨリ二十日內ニ國會ヲ召集スベシ。

衆議院解散ヲ命ゼラレタルトキハ參議院ハ同時ニ閉會セラレベシ。

第五十五條 衆議院ハ同一事由ニ基キ重ネテ之ヲ解散スルコトヲ得ズ。

第五十六條 兩議院ハ各々其ノ議員ノ選舉、任命又ハ資格ニ關スル争訟ヲ裁判ス。

議員タルコトヲ證セラレタル者ノ地位ヲ剝奪スル裁判ヲ爲スニハ出席議員ノ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ議決ヲ爲スコトヲ要ス。

第五十七條 兩議院ハ各々其ノ總員三分ノ一以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ。

兩議員ノ議事ハ此ノ憲法ニ特例ヲ定メタル場合ヲ除クノ外出席議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス。可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル。

第五十八條 兩議院ノ議事ハ公開ス。秘密會ヲ開クコトヲ得ズ。

兩議院ハ其ノ議事ノ記録ヲ保存シ、且之ヲ公刊シテ公衆ニ頒布スベシ。

出席議員ノ五分ノ一以上ノ要求アルトキハ議案ニ對スル各議員ノ贊否ヲ議事録ニ記載スベシ。

第五十九條 兩議院ハ各々議長其ノ他ノ役員ヲ選任ス。

兩議院ハ各々其ノ會議及議事ニ關スル規則ヲ定メ、議員ニシテ紀律ヲ亂ルモノアルトキハ之ヲ處罰スルコトヲ得。但シ議員ヲ除名スルニハ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ議決ヲ爲スコトヲ要ス。

第六十條 凡テ法律ハ法律案ニ依ルニ非ザレバ之ヲ議決スルコトヲ得ズ。

法律案ハ兩議院ニ於テ可決セラレタルトキ法律トシテ成立ス。

衆議院ニ於テ引續キ三回可決シテ參議院ニ移シタル法律案ハ衆議院ニ於テ之ニ關スル最初ノ議事ヲ開キタル日ヨリ二年ヲ經過シタルトキハ參議院ノ議決アルト否トヲ問ハズ法律トシテ成立ス。

第六十一條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スベシ。

參議院ニ於テ衆議院ト異リタル議決ヲ爲シタル場合ニ於テ、法律ノ定ムル所ニ依リ兩議院ノ協議會ヲ開クモ仍意見一致セザルトキハ衆議院ノ決議ヲ以テ國會ノ決議トス。

第六十二條 前條第二項ノ規定ハ條約、國際約定及協定ノ締結ニ要スル國會ノ協贊ニ付之ヲ準用ス。

第六十三條 兩議院ハ各々國務ニ關スル調査ヲ爲シ、之ニ關スル證人ノ出頭、證言ノ供述及記録ノ提出ヲ要求スルコトヲ得。此ノ場合ニ於テハ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ要求ニ應ゼザル者ヲ處罰スルコトヲ得。

第六十四條 內閣總理大臣及國務各大臣ハ兩議院ノ一ニ議席ヲ有スルト否トヲ問ハズ何時タリトモ法律案ニ付討論ヲ爲ス爲出席スルコトヲ得。質問又ハ質疑ニ對スル答辯ヲ要求セラレタルトキハ出席スルコトヲ要ス。

第六十五條 國會ハ罷免ノ訴追ヲ受ケタル裁判官ヲ裁判スル爲兩議院ノ議員ヲ以テ組織スル彈劾裁判所ヲ構成スベシ。

第六十六條 國會ハ此ノ憲法ノ規定ヲ施行スルニ必要ナル凡テノ法律ヲ制定スベシ。

第五章 內閣

第六十七條 行政權ハ內閣之ヲ行フ。

第六十八條 內閣ハ其ノ首長タル內閣總理大臣及其ノ他ノ國務大臣ヲ以テ組織ス。

內閣ハ行政權ノ行使ニ付國會ニ對シ連帶シテ其ノ責ニ任ズ。

第六十九條 內閣總理大臣ハ國會ノ決議ヲ以テ選定ス。此ノ選定ノ議事ハ他ノ凡テノ議事ニ先テ之ヲ行フベシ。

衆議院ト參議院トガ異リタル選定ヲ爲シタル場合ニ於テ、法律ノ定ムル所ニ依リ兩議院ノ協議會ヲ開クモ仍意見一致セザルトキハ衆議院ノ決議ヲ以テ國會ノ決議トス。

第七十條 內閣總理大臣ハ國會ノ協贊ヲ以テ國務大臣ヲ選定ス。此ノ協贊ニ付テハ前條第二項ノ規定ヲ準用ス。

內閣總理大臣ハ任意ニ國務大臣ノ罷免ヲ決定スルコトヲ得。

第七十一條 內閣ハ衆議院ニ於テ不信任ノ決議案ヲ可決シ又ハ信任ノ決議案ヲ否決シタルトキハ十日以内ニ衆議院ヲ解散セザル限リ總辭職ヲ爲スコトヲ要ス。

第七十二條 內閣總理大臣缺クルニ至リタルトキ又ハ衆議院議員ノ任期滿了ニ因リ總選舉ノ後ニ於テ初メテ國會ノ召集アリタルトキハ內閣ハ總辭職ヲ爲スコトヲ要ス。

第七十三條 前二條ノ場合ニ於テハ內閣ハ新ニ內閣總理大臣ノ任命セラルル迄ノ間仍其ノ職務ヲ行フベシ。

第七十四條 內閣總理大臣ハ內閣ヲ代表シテ法律案ヲ提出シ、一般國務及外交關係ノ狀況ヲ國會ニ報告シ、且行政各部ヲ監視監督ス。

第七十五條 內閣ハ他ノ一般政務ノ外特ニ左ノ事務ヲ執行ス。

一 法律ヲ誠實ニ執行シ國務ヲ掌理スルコト

二 外交關係ヲ處理スルコト

三 條約、國際約定及協定ヲ締結スルコト但シ時宜ニ從ヒ事前又ハ事後ニ於テ國會ノ協贊ヲ得ルコトヲ要ス

四 國會ノ定ムル規準ニ從ヒ內政事務ヲ掌理スルコト

五 豫算ヲ作成シテ國會ニ提出スルコト

六 此ノ憲法及法律ノ規定ヲ實施スル爲メ命令及規則ヲ制定公布スルコト但シ其ノ命令及規則ニハ刑罰規定ヲ設クルコトヲ得ズ

七 大赦、特赦、減刑、刑ノ執行停止及復權ヲ決定スルコト

第七十六條 衆議院ノ解散其ノ他ノ事由ニ因リ國會ヲ召集スルコト能ハザル場合ニ於テ公共ノ安全ヲ保持スル爲メ特ニ緊急ノ必要アルトキハ、內閣ハ事後ニ於テ國會ノ協贊ヲ得ルコトヲ條件トシテ法律又ハ豫算ニ代ルベキ閣令ヲ制定スルコトヲ得。

第七十七條 凡テノ法律及命令ハ主務大臣署名シ、內閣總理大臣之ニ副署スルコトヲ要ス。

第七十八條 國務各大臣ハ其ノ在任中ハ內閣總理大臣ノ許諾ヲクシテ訴追セラルルコトナシ。但シ之ニ因リテ訴追ノ權利ヲ害スルコトヲ得ズ。

第六章 司法

第七十九條 司法權ハ裁判所獨立シテ之ヲ行フ。

裁判所ハ最高裁判所及法律ヲ以テ定ムル其ノ他ノ下級裁判所トス。

特別裁判所ハ之ヲ設置スルコトヲ得ズ。

第八十條 最高裁判所ハ終審裁判所トス。

第八十一條 此ノ憲法第三章ノ規定ニ關聯アル法令又ハ行政行為ガ此ノ憲法ニ違反スルヤ否ヤノ争訟ニ付テハ最高裁判所ノ裁判ヲ以テ終審トス。

前項ニ掲グルモノヲ除キ、法令又ハ行政行為ガ此ノ憲法ニ違反スルヤ否ヤノ争訟ニ付最高裁判所ノ爲シタル判決ニ對シテハ國會ハ再審ヲ爲スコトヲ得。此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ總員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非ザレバ最高裁判所ノ判決ヲ破棄スルコトヲ得ズ。

前項ノ再審ノ手續ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム。

第八十二條 外國ノ大使、公使及領事ニ係ル事件ノ管轄ハ最高裁判所ニ專屬ス。

第八十三條 凡テ裁判官ハ良心ニ從ヒ嚴正公平ニ其ノ職務ヲ執行スベシ。

裁判官ハ此ノ憲法及法律ニ依ルノ外其ノ職務ノ執行ニ付他ノ干渉ヲ受クルコトナシ。

第八十四條 最高裁判所ノ裁判官ノ任命ハ之ニ次ク最初ノ衆議院議員總選舉ノ際國民ノ審査ニ付シ、爾後十年ヲ經過シタル後最初ニ行ハルル衆議院議員總選舉ノ際國民ノ審査ニ付スベシ。其ノ後ニ於テ亦同ジ。

前項ノ場合ニ於テ、國民ノ多數ガ當該裁判官ノ罷免ヲ表示シタルトキハ其ノ者ハ罷免セラルベシ。

前項ノ審査ニ關スル事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム。

第八十五條 下級裁判所ノ裁判官ノ任命ハ最高裁判所ノ指名ニ係ル少クトモ倍數ノ候補者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ。

下級裁判所ノ判事ハ其ノ任期ヲ十年トシ、再任ヲ妨ゲズ。

第八十六條 裁判官ハ滿七十歳ニ達シタルトキハ當然退官ス。

第八十七條 前三條ニ掲グル場合ノ外、裁判官ハ刑法ノ宣告、彈劾裁判所ノ判決又ハ懲戒事犯者ハ心身耗弱ヲ理由トスル裁判所ノ罷免判決ニ依ルニ非ザレバ罷免セラルルコトナシ。

彈劾ニ關スル事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム。

第八十八條 裁判官ハ法律ノ定ムル所ニ依リ相當額ノ俸給ヲ受ク。

裁判官ハ懲戒ノ處分其ノ他法律ノ特ニ定ムル事由ニ依ルノ外其ノ意ニ反シテ其ノ俸給ヲ減ゼラルルコトナシ。

第八十九條 裁判ノ對審及判決ハ之ヲ公開ス。但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ノ定ムル所ニ依リ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得。

前項但書ノ規定ハ政治ニ係ル犯罪及出版物ニ係ル犯罪其ノ他憲法第三章ノ保障スル國民ノ權利ニ係ル事件ニ付テハ之ヲ適用セズ。

第九十條 最高裁判所ハ此ノ憲法及法律ニ定ムルモノノ外訴訟手續ノ細目、裁判所内部ノ規律其ノ他司法事務處理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得。

下級裁判所ハ最高裁判所ノ委任ニ基キ當該裁判所ノ司法事務處理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得。

第七章 會計

第九十一條 租稅ヲ課シ又ハ現行ノ租稅ヲ變更スルハ法律ヲ以テスルコトヲ要ス。

現行ノ租税ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メザル限ハ舊ニ依リ之ヲ徴收ス。

第九十二條 國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除クノ外、國庫ノ負擔ト爲ルベキ契約ヲ爲スハ國會ノ協贊ヲ經ベシ。

第九十三條 通貨ノ價值ノ決定及通貨ノ發行ニ關スル事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム。

第九十四條 國ノ歳出歳入ハ毎年豫算ヲ以テ國會ノ協贊ヲ經ベシ。

第九十五條 避クベカラザル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生ジタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クベシ。

豫備費ヲ支出シタルトキハ後日國會ノ承諾ヲ求ムルコトヲ要ス。

第九十六條 皇室經費ニ關スル豫算ハ國ノ豫算ノ一部トス。世襲財産ヲ除ク皇室財産ニ付生ズル收支亦同ジ。

第九十七條 國又ハ地方公共團體ハ宗教ニ關スル團體ニ對シ金錢其ノ他ノ財産ヲ出捐スルコトヲ得ズ。國ノ管理ニ屬セザル慈善、教育其ノ他之ニ類スル事業ニ對シ亦同ジ。

第九十八條 國ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ、内閣ハ其ノ検査報告ト共ニ之ヲ國會ニ提出スベシ。會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム。

第九十九條 内閣ハ國會及國民ニ對シ少クモ毎年一回國ノ財政ノ概要ヲ報告スベシ。

第一百條 本章ニ掲グルモノノ外、國ノ會計及國有財産ニ關スル事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム。

第八章 地方自治

第一百一條 地方公共團體ノ組織及運営ニ關スル規定ハ地方自治ノ本旨ニ基キ法律ヲ以テ之ヲ定ム。

第一百二條 地方公共團體ニハ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ議事機關トシテ議會ヲ設クベシ。

地方稅徵收權ヲ有スル地方公共團體ノ長及其ノ議會ノ議員ハ法律ノ定ムル所ニ依リ當該地方公共團體ノ住民ニ於テ之ヲ選舉スベシ。

第一百三條 地方公共團體ノ住民ハ自治ノ權能ヲ有シ、法律ノ範圍内ニ於テ條例及規則ヲ制定スルコトヲ得。

第一百四條 一ノ地方公共團體ニノミ適用アル特別法ハ法律ノ定ムル所ニ依リ當該地方公共團體ノ住民多數ノ承認ヲ得ルニ非ザレバ國會之ヲ制定スルコトヲ得ズ。

第九章 補 則

第一百五條 此ノ憲法ノ改正ハ國會之ヲ發議シ國民ニ提案シテ其ノ承認ヲ求ムベシ。

國會ノ發議ハ兩議院各、其ノ總員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非ザレバ其ノ議決ヲ爲スコトヲ得ズ。

國民ノ承認ハ法律ノ定ムル所ニ依リ國民投票ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス。

憲法改正案ハ國民ノ承認アリタルトキ憲法改正トシテ成立ス。

憲法改正ハ天皇第七條ノ規定ニ從ヒ之ヲ公布ス。

第一百六條 皇室典範ノ改正ハ天皇第三條ノ規定ニ從ヒ議案ヲ國會ニ提出シ法律案ト同一ノ規定ニ依リ其ノ議決ヲ經ベシ。

前項ノ議決ヲ經タル皇室典範ノ改正ハ天皇第七條ノ規定ニ從ヒ之ヲ公布ス。

第一百七條 此ノ憲法竝ニ之ニ基キ制定セラレタル法律及條約ハ國ノ最高ノ法規ニシテ、之ニ反スル法令、詔勅又ハ行政行爲ハ其ノ效ナシ。

第一百八條 此ノ憲法施行ノ時ニ於テ現ニ國務大臣、國會議員、裁判官其ノ他ノ公務員タル者ハ後任者ノ選舉又ハ任命セララル迄此ノ憲法ノ規定ニ拘ラス仍従前ノ規定ニ従ヒ在任ス。

第一百九條 天皇、攝政、國務大臣、國會議員、裁判官其ノ他凡テノ公務員ハ此ノ憲法ヲ尊重擁護スル義務ヲ負フ。

憲法改正草案要綱

「憲法改正草案要綱」は、昭和二十一年三月六日の臨時閣議で決定され、同日、公表されたものである。

この資料は、原本によつた。

憲法改正草案要綱

憲法改正草案要綱

日本國民ハ、國會ニ於ケル正當ニ選舉セラレタル代表者ヲ通ジテ行動シ、我等自身及子孫ノ爲ニ諸國民トノ平和的協力ノ成業及此ノ國全土ニ及ブ自由ノ福祉ヲ確保シ、且政府ノ行爲ニ依リ再ビ戰爭ノ慘禍ノ發生スルガ如キコトナカラシメソコトヲ決意ス。乃チ茲ニ國民至高意思ヲ宣言シ、國政ヲ以テ其ノ權威ハ之ヲ國民ニ承ケ、其ノ權力ハ國民ノ代表者之ヲ行使シ、其ノ利益ハ國民之ヲ享有スベキ崇高ナル信託ナリトスル基本的原理ニ則リ此ノ憲法ヲ制定確立シ、之ト抵觸スル一切ノ法令及詔勅ヲ廢止ス。

日本國民ハ永世ニ互リ平和ヲ希求シ、人間關係ヲ支配スル高邁ナル理想ヲ深ク自覺シ、我等ノ安全及生存ヲ維持スル爲世界ノ平和愛好諸國民ノ公正ト信義ニ信倚センコトヲ期ス。日本國民ハ平和ヲ維持シ且專制、隸從、壓抑及偏狹ヲ永遠ニ拂拭セントスル國際社會ニ伍シテ名譽アル地位ヲ占メソコトヲ庶幾フ。我等ハ萬國民均シク恐怖ト缺乏ヨリ解放セラレ、平和ノ裡ニ生存スル權利ヲ有スルコトヲ主張シ且承認ス。

我等ハ何レノ國モ單ニ自己ニ對シテノミ責任ヲ有スルニ非ズシテ、政治道德ノ法則ハ普遍的ナルガ故ニ、之ヲ遵奉スルコトハ自國ノ主權ヲ維持シ他國トノ對等關係ヲ主張セントスル各國ノ負フベキ義務ナリト信ス。

日本國民ハ國家ノ名譽ヲ暗シ全力ヲ擧ゲテ此等ノ高邁ナル目的ヲ達成センコトヲ誓フ。

第一 天皇

第一 天皇ハ日本國民至高ノ總意ニ基キ日本國及其ノ國民統合ノ象徴タルベキコト

第二 皇位ハ國會ノ議決ヲ經タル皇室典範ノ定ムル所ニ依リ世襲シテ之ヲ繼承スルコト

第三 天皇ノ國務ニ關スル行爲ハ凡テ內閣ノ輔弼贊同ニ依リ內閣ハ其ノ責ニ任ズルコト

第四 天皇ハ此ノ憲法ノ定ムル國務ヲ除クノ外政治ニ關スル權能ヲ有スルコトナキコト

天皇ハ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ權能ヲ委任スルコトヲ得ルコト

第五 皇室典範ノ定ムル所ニ依リ攝政ヲ置クトキハ攝政ハ天皇ノ名ニ於テ其ノ權能ヲ行フモノトシ其ノ場合ニ於テハ

前記第四第一項ニ準ズルコト

第六 天皇ハ國會ノ指名ニ基キ內閣總理大臣ヲ任命スルコト

第七 天皇ハ內閣ノ輔弼贊同ニ依リ國民ノ爲ニ左ノ國務ヲ行フコト

一 憲法改正、法律、政令及條約ノ公布

二 國會ノ召集

三 衆議院ノ解散

四 衆議院議員總選舉ヲ行フベキ旨ノ宣布

五 國務大臣、大使及法律ノ定ムル其ノ他ノ官吏ノ任免ノ認證

六 大赦、特赦、減刑、刑ノ執行ノ停止及復權ノ認證

七 榮典ノ授與

八 外國ノ大使及公使ノ接受

九 式典ノ舉行

第八 皇室ノ爲ス金錢其ノ他ノ財産ノ授受ハ國會ノ議決ナクシテ之ヲ爲スコトヲ得ザルコト

第二 戰爭ノ拋棄

第九 國ノ主權ノ發動トシテ行フ戰爭及武力ニ依ル威嚇又ハ武力ノ行使ヲ他國トノ間ノ紛爭ノ解決ノ具トスルコトハ

永久ニ之ヲ拋棄スルコト

陸海空軍其ノ他ノ戦力ノ保持ハ之ヲ許サズ國ノ交戦權ハ之ヲ認メザルコト

第三 國民ノ權利及義務

第十 國民ハ凡テノ基本的人權ノ享有ヲ妨ゲララルコトナキモノトシ此ノ憲法ノ保障スル國民ノ基本的人權ハ永遠ニ

互ル不可侵ノ權利トシテ現在及將來ノ國民ニ賦與セラルベキコト

第十一 此ノ憲法ノ保障スル自由及權利ハ國民ニ於テ不斷ニ之ガ保持ニ努ムルト共ニ國民ハ其ノ濫用ヲ自制シ常ニ公

共ノ福祉ノ爲ニ之ヲ利用スルノ責務ヲ負フコト

第十二 凡テ國民ノ個性ハ之ヲ尊重シ其ノ生命、自由及幸福希求ニ對スル權利ニ付テハ公共ノ福祉ニ抵觸セザル限り

立法其ノ他諸般ノ國政ノ上ニ於テ最大ノ考慮ヲ拂フベキコト

第十三 凡ソ人ハ法ノ下ニ平等ニシテ人種、信條、性別、社會的地位又ハ門地ニ依リ政治的、經濟的又ハ社會的關係

ニ於テ差別ヲ受クルコトナキコト

- 將來何人ト雖モ華族タルノ故ヲ以テ國又ハ地方公共團體ニ於テ何等ノ政治的權力ヲモ有スルコトナク華族ノ地位ハ現存ノ者ノ生存中ニ限りテ之ヲ認ムルコトトシ榮譽、勳章又ハ其ノ他ノ榮典ノ授與ニハ何等ノ特權ヲ伴フコトナク此等ノ榮典ノ授與ハ現ニ之ヲ有シ又ハ將來之ヲ受クル者ノ一代ニ限り其ノ效力ヲ有スベキコト
- 第十四 國民ハ其ノ公務員ヲ選定及罷免スルノ權利ヲ享有スルコト公務員ハ凡テ全體ノ奉仕者ニシテ其ノ一部ノ奉仕者ニ非ザルコト
- 凡ソ選舉ニ於ケル投票ノ祕密ハ之ヲ侵スベカラズ選舉人ハ其ノ選擇ニ關シ公的ニモ私的ニモ責ヲ問ハルルコトナカルベキコト
- 第十五 何人ト雖モ損害其ノ他ニ關スル救済、公務員ノ罷免及法律、命令又ハ規則ノ制定、廢止又ハ改正ニ關シ平穩ニ請願ヲ爲ス權利ヲ有シ何人モ斯カル請願ヲ爲シタルノ故ヲ以テ如何ナル差別待遇ヲモ受クルコトナキコト
- 第十六 何人ト雖モ如何ナル奴隸的役務ニモ服セシメラルルコトナク犯罪ニ因ル處罰ノ場合ヲ除クノ外其ノ意ニ反スル苦役ハ之ヲ禁ズルコト
- 第十七 思想及良心ノ自由ハ侵スベカラザルコト
- 第十八 信教ノ自由ハ何人ニ對シテモ之ヲ保障スルコトトシ如何ナル宗教團體モ國家ヨリ特權ヲ受クルコトナク且政治ノ權力ヲ行使スルコトナカルベキコト
- 何人ト雖モ宗教上ノ行爲、祝典、儀式又ハ行事ニ參加スルコトヲ強制セラレザルベキコト
- 國及其ノ機關ハ宗教教育其ノ他如何ナル宗教的活動ヲモ爲スベカラザルコト
- 第十九 集會、結社及言論、出版其ノ他一切ノ表現ノ自由ハ之ヲ保障シ檢閲ハ之ヲ禁シ通信ノ祕密ハ之ヲ侵スベカラザルコト
- 第二十 國民ハ凡テ公共ノ福祉ニ低觸セザル限り居住、移轉及職業選擇ノ自由ヲ有スルコト
- 國民ハ外國ニ移住シ又ハ國籍ヲ離脱スルノ自由ヲ侵サルルコトナキコト
- 第二十一 國民ハ凡テ研學ノ自由ヲ保障セラルルコト
- 第二十二 婚姻ハ兩性雙方ノ合意ニ基キテノミ成立シ且夫婦ガ同等ノ權利ヲ有スルコトヲ基本トシ相互ノ協力ニ依リ維持セラルベキコト
- 配偶ノ選擇、財産權、相続、住所ノ選定、離婚並ニ婚姻及家族ニ關スル其ノ他ノ事項ニ關シ個人ノ權威及兩性ノ本質的平等ニ立脚スル法律ヲ制定スベキコト
- 第二十三 法律ハ有ラユル生活分野ニ於テ社會ノ福祉及安寧、公衆衛生、自由、正義並ニ民主主義ノ向上發展ノ爲ニ立案セラルベキコト
- 第二十四 國民ハ凡テ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ能力ニ應ジ均シク教育ヲ受クルノ權利ヲ有スルコト
- 國民ハ凡テ其ノ保護ニ係ル兒童ヲシテ初等教育ヲ受ケシムルノ義務ヲ負フモノトシ其ノ教育ハ無償タルコト
- 第二十五 國民ハ凡テ勤勞ノ權利ヲ有スルコト
- 賃金、就業時間其ノ他ノ勤勞條件ニ關スル基準ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムルコト
- 兒童ノ不當使用ハ之ヲ禁止スベキコト

第二十六 勤勞者ノ團結及團體交渉其ノ他ノ集團行爲ヲ爲スノ權利ハ之ヲ保障スベキコト

第二十七 財産權ハ侵サルルコトナキコト

財産權ノ内容ハ法律ヲ以テ之ヲ定メ公共ノ福祉ニ適應セシムルコト

私有財産ハ正當ナル補償ヲ以テ之ヲ公共ノ用ニ供セラルルコトアルベキコト

第二十八 何人ト雖モ現行犯トシテ逮捕セラルル場合ヲ除クノ外權限アル司法官憲ヲ發スル令狀ニシテ訴追ノ理由タル犯罪ヲ明示スルモノニ依ルニ非ザレバ逮捕セラルルコトナキコト

第二十九 何人ト雖モ訴追ノ趣旨ヲ直チニ告ゲラルルコトナク又ハ直チニ辯護人ニ依頼スルノ權利ヲ與ヘラルルコトナクシテ逮捕又ハ拘留セラルルコトナク何人モ正當ノ理由ナクシテ拘留セラルルコトナク要求アルトキハ其ノ理由ハ直チニ本人及其ノ辯護人ノ出席スル公開ノ法廷ニ於テ之ヲ示スベキコト

第三十 何人ト雖モ國會ノ定ムル手續ニ依ルニ非ザレバ其ノ生命若ハ自由ヲ奪ハレ又ハ刑罰ヲ科セラルルコトナカルベク何人モ裁判所ニ於テ裁判ヲ受クルノ權利ヲ奪ハルルコトナカルベキコト

第三十一 國民ガ其ノ身體、家庭、書類及所持品ニ付侵入、搜索、拘禁及押收ヲ受ケザル權利ハ相當ノ理由ニ基キ且搜索スベキ場所及拘禁又ハ押收スベキ人又ハ物ヲ明示スル令狀ヲ發スルニ非ザレバ侵サルルコトナカルベキコト
搜索又ハ拘禁若ハ押收ハ權限アル司法官憲ノ發スル各別ノ令狀ニ依リ之ヲ行フベキコト

第三十二 公務員ニ依ル拷問及殘虐ナル刑罰ハ絶対ニ之ヲ禁ズベキコト

第三十三 凡ソ刑事事件ニ於テハ被告人ハ公平ナル裁判所ノ迅速ナル公開裁判ヲ受クルノ權利ヲ享有スベキコト

刑事被告人ハ總テノ證人ニ對シ訊問ノ行ハルル有ラユル機會ヲ與ヘラレ且公費ヲ以テ自己ノ爲ニ證人ヲ求ムルノ強制的手續ニ付テノ權利ヲ有スベキコト

被告人ハ如何ナル場合ニ於テモ資格アル辯護人ヲ依頼シ得ベク若シ自ラ之ヲ依頼スルコト能ハザルトキハ國ニ於テ之ヲ附スルモノトスルコト

第三十四 何人ト雖モ自己ニ不利益ナル證言ヲ強要セラレザルコト

強制、拷問若ハ脅迫ノ下ニ又ハ長期ノ逮捕若ハ拘禁ノ後ニ爲シタル自白ハ之ヲ證據ト爲スヲ得ザルコト

何人ト雖モ自己ニ不利益ナル唯一ノ證據ガ本人ノ自白ナル場合ニ於テハ有罪トセラレ又ハ處罰セラルベキコトナカルベキコト

第三十五 何人ト雖モ實行ノ時ニ於テ適法ナリシ行爲又ハ既ニ無罪トセラレタル行爲ニ因リ刑事上ノ責任ヲ問ハルルコトナカルベキモノトスルコト

第四 國會

第三十六 國會ハ國權ノ最高機關ニシテ國ノ唯一ノ立法機關トスルコト

第三十七 國會ハ衆議院及參議院ノ兩院ヲ以テ構成スルコト

第三十八 兩議院ハ國民ニ依リ選舉セラレ全國民ヲ代表スル議員ヲ以テ之ヲ組織スルコト

兩議院ノ議員ノ員數ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムルモノトスルコト

第三十九 兩議院ノ議員及其ノ選舉人タルノ資格ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムルコト但シ性別、人種、信條又ハ社會的地位

ニ依リテ差別ヲ附スルコトヲ得ザルコト

第四十 衆議院議員ノ任期ハ四年トスルコト但シ衆議院解散ノ場合ニ於テハ其ノ期間滿了前ニ終了スルコト

第四十一 兩議院ノ議員ノ選舉、選舉區及投票ノ方法ニ關スル事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第四十二 參議院議員ノ任期ハ第一期ノ議員ノ半數ニ當ル者ノ任期ヲ除クノ外六年トシ三年毎ニ議員ノ半數ヲ改選スルコト

第四十三 何人ト雖モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ザルコト

第四十四 兩議院ノ議員ハ法律ノ定ムル所ニ依リ國庫ヨリ相當額ノ歳費ヲ受クルコト

第四十五 兩議院ノ議員ハ法律ノ定ムル場合ヲ除クノ外國會ノ會期中逮捕セラルルコトナク會期前ニ逮捕セラレタル議員ハ其ノ院ノ要求アルトキハ會期中之ヲ釋放スベキコト

第四十六 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ爲シタル演説、討論又ハ表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナキコト

第四十七 國會ハ少クトモ毎年一回之ヲ召集スルコト

第四十八 內閣ハ國會ノ臨時會ノ召集ヲ決定スルコトヲ得ルモノトシ何レカノ議院ノ總議員四分ノ一以上ニ當ル者ノ要求アリタルトキハ其ノ召集ヲ決定スルコトヲ要スルコト

第四十九 衆議院解散ヲ命ゼラレタルトキハ解散ノ日ヨリ四十日以内ニ衆議院議員ノ總選舉ヲ行ヒ其ノ選舉ノ日ヨリ三十日以内ニ國會ヲ召集スベキコト

衆議院解散ヲ命ゼラレタルトキハ參議院ハ同時ニ閉會セラルベキモノトスルコト

第五十 兩議院ハ各々其ノ議員ノ選舉又ハ資格ニ關スル争訟ヲ裁判スルコト

當選シタルコトヲ證セラレタル者ノ議席ヲ失ハシムルニハ出席議員三分ノ二以上ノ多數ニ依リ議決ヲ爲スコトヲ要スルコト

第五十一 兩議院ハ各々其ノ總員三分ノ一以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ザルコト

兩議院ノ議事ハ此ノ憲法ニ特例ヲ定メタル場合ヲ除クノ外出席議員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ルコト

第五十二 兩議院ノ議事ハ公開シ秘密會ヲ開クコトヲ得ザルコト

兩議院ハ其ノ議事ノ記録ヲ保存シ、且之ヲ公刊シテ一般ニ預布スベキコト

出席議員ノ五分ノ一以上ノ要求アルトキハ各議員ノ表決ハ之ヲ議事録ニ記載スベキコト

第五十三 兩議院ハ各々議長其ノ他ノ役員ヲ選任スルコト

兩議院ハ各々其ノ會議及議事ニ關スル規則ヲ定メ議員ニシテ紀律ヲ紊ルモノアルトキハ之ヲ處罰スルコトヲ得ルコト但シ議員ヲ除名スルニハ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ議決ヲ爲スコトヲ要スルコト

第五十四 法律案ハ此ノ憲法ニ特別ノ定メタル場合ヲ除クノ外兩議院ニ於テ可決シタル時法律トシテ成立スルコト

衆議院ニ於テ可決シ參議院ニ於テ否決シタル法律案ハ衆議院ニ於テ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ再度可決スルコトキハ法律トシテ成立スルモノトスルコト

參議院が衆議院ノ可決シタル法律案ヲ受領シタル後議會休會中ノ期間ヲ除キ六十日以内ニ議決ヲ爲スニ至ラザルトキハ衆議院ハ參議院ガ右法律案ヲ否決シタルモノト看做スコトヲ得ルコト

第五十五 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スベキコト

豫算ニ關シ參議院ニ於テ衆議院ト異リタル議決ヲ爲シタル場合ニ於テ、法律ノ定ムル所ニ依リ兩議院ノ協議會ヲ開クモ仍意見一致セザルトキハ衆議院ノ決議ヲ以テ國會ノ決議トスルコト

第五十六 條約、國際約定及協定ノ締結ニ要スル國會ノ協贊ニ付テモ亦前記第五十五第二項ニ準ズルコト

第五十七 兩議院ハ各々國務ニ關スル調査ヲ爲シ之ニ關スル證人ノ出頭、證言ノ供述及記録ノ提出ヲ要求スルコトヲ得ルモノトシ此ノ場合ニ於テハ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ要求ニ應ゼザル者ヲ處罰スルコトヲ得ルモノトスルコト

第五十八 內閣總理大臣及國務各大臣ハ兩議院ノ一議席ヲ有スルト否トヲ問ハズ何時ニテモ法律案ニ付討論ヲ爲ス爲出席スルコトヲ得ルモノトシ答辯又ハ説明ノ爲出席ヲ求メラレタルトキハ出席スルコトヲ要スルコト

第五十九 國會ハ罷免ノ訴追ヲ受ケタル裁判官ヲ裁判スル爲兩議院ノ議員ヲ以テ組織スル彈劾裁判所ヲ設クベキモノトシ彈劾ニ關スル事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第六十 衆議院ハ此ノ憲法ノ實施ノ日ヨリ參議院ノ正式ニ成立スル迄ノ間國會トシテノ權限ヲ行フモノトスルコト

第五 內閣

第六十一 行政權ハ內閣之ヲ行フコト

第六十二 內閣ハ其ノ首長タル內閣總理大臣及法律ヲ以テ定ムル其ノ他ノ國務大臣ヲ以テ組織スルコト

內閣ハ行政權ノ行使ニ付國會ニ對シ連帶シテ其ノ責ニ任スルコト

第六十三 內閣總理大臣ハ國會ノ決議ヲ以テ選定スルコト此ノ選定ハ他ノ凡テノ議事ニ先チ之ヲ行フベキコト

衆議院ト參議院トガ異リタル選定ヲ爲シタル場合ニ於テ法律ノ定ムル所ニ依リ兩議院ノ協議會ヲ開クモ仍意見一致セザルトキハ衆議院ノ決議ヲ以テ國會ノ決議トスルコト

第六十四 內閣總理大臣ハ國會ノ協贊ヲ以テ國務大臣ヲ選定スルコト此ノ協贊ニ付テハ前記第六十三第二項ニ準ズルコト

內閣總理大臣ハ任意ニ國務大臣ノ罷免ヲ決定スルコトヲ得ルコト

第六十五 內閣ハ衆議院ニ於テ不信任ノ決議案ヲ可決シ又ハ信任ノ決議案ヲ可決セザルトキハ十日以内ニ衆議院ノ解散ヲキ限り總辭職ヲ爲スコトヲ要スルコト

第六十六 內閣總理大臣缺クルニ至リタルトキ又ハ衆議院議員總選舉ノ後ニ於テ初テ國會ノ召集アリタルトキハ內閣ハ總辭職ヲ爲スコトヲ要スルコト

第六十七 前記第六十五及第六十六ノ場合ニ於テハ內閣ハ新ニ內閣總理大臣ノ任命セラルル迄ノ間仍其ノ職務ヲ行フコト

第六十八 內閣總理大臣ハ內閣ヲ代表シテ法律案ヲ提出シ、一般國務及外交關係ノ狀況ヲ國會ニ報告シ竝ニ行政各部ヲ監視監督スルコト

第六十九 內閣ハ他ノ一般政務ノ外左ノ事務ヲ行フコト

- 一 法律ヲ誠實ニ執行シ國務ヲ掌理スルコト
- 二 外交關係ヲ處理スルコト
- 三 條約、國際約定及協定ヲ締結スルコト但シ時宜ニ依リ事前又ハ事後ニ於テ國會ノ協贊ヲ經ルコトヲ要スルコト
- 四 國會ノ定ムル規程ニ從ヒ官吏ニ關スル事務ヲ掌理スルコト
- 五 豫算ヲ作成シテ國會ニ提出スルコト
- 六 此ノ憲法及法律ノ規定ヲ實施スル爲命令及規則ヲ制定公布スルコト但シ其ノ命令及規則ニハ特ニ當該法律ノ委任アル場合ヲ除クノ外刑罰規定ヲ設クルコトヲ得ザルコト
- 七 大赦、特赦、減刑、刑ノ執行停止及復權ヲ決定スルコト

第七十 法律及命令ハ凡テ主務大臣署名シ内閣總理大臣之ニ副署スルコトヲ要スルコト

第七十一 國務各大臣ハ其ノ在任中ハ内閣總理大臣ノ許諾ナクシテ訴追セララルコトナキコト但シ之ニ因リテ訴追ノ權利ヲ害スルコトヲ得ザルコト

第六 司法

第七十二 司法權ハ凡テ最高裁判所及法律ヲ以テ定ムル下級裁判所之ヲ行フコト

特別裁判所ハ之ヲ設置スルコトヲ得ズ行政機關ハ終審トシテ裁判ヲ行フコトヲ得ザルコト

裁判官ハ凡テ其ノ良心ニ從ヒ獨立シテ其ノ職權ヲ行ヒ此ノ憲法及法律ニ依ルノ外其ノ職務ノ執行ニ付他人ノ干涉ヲ受クルコトナキコト

第七十三 最高裁判所ハ訴訟手續、辯護士ニ關スル事項、裁判所ノ内部規律、司法事務處理及司法權ノ自由ナル行使ニ關スル事項ニ付規則ヲ定ムルノ權限ヲ有スルコト

檢察官ハ最高裁判所ノ定ムル規則ニ從フコトヲ要シ最高裁判所ハ下級裁判所ニ關スル規則ヲ定ムルノ權限ヲ之ニ委任スルコトヲ得ルコト

第七十四 裁判官ハ裁判ニ依リ心神ノ耗弱又ハ身體ノ故障ノ爲職務ヲ執ルコト能ハズト決定セラレタル場合ヲ除クノ外公開ノ彈劾ニ依ルニ非ザレバ罷免スルコトヲ得ズ裁判官ハ行政官廳ノ懲戒處分ヲ受クルコトナキコト

第七十五 最高裁判所ハ法律ノ定ムル員數ノ裁判官ヲ以テ之ヲ構成シ此等ノ裁判官ハ凡テ内閣ニ於テ之ヲ任命シ滿七十歳ニ達シタル時退官スルモノトスルコト

最高裁判所ノ裁判官ノ任命ハ其ノ任命後最初ニ行ハルル衆議院議員總選舉ノ際國民ノ審査ニ付シ爾後十年ヲ經過シタル後最初ニ行ハルル衆議院議員總選舉ノ際更ニ審査ニ付シ其ノ後ニ於テ亦同シキコト

前項ノ場合ニ於テ投票者ノ多數ガ裁判官ノ罷免ヲ可トスルトキハ當該裁判官ハ罷免セラレベキモノトスルコト

審査ニ關スル事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムルコト

此等ノ裁判官ハ凡テ定期ニ適當ノ報償ヲ受クルモノトス此ノ報償ハ在任中ニ於テ之ヲ減額スルコトヲ得ザルコト

第七十六 下級裁判所ノ裁判官ハ最高裁判所ノ指名シタル者ノ名簿ニ就キ内閣ニ於テ之ヲ任命シ此等ノ裁判官ハ十年ヲ以テ任期トシ再任ヲ妨ガザルコト裁判官ハ凡テ定期ニ適當ノ報償ヲ受クルモノトスルコト此ノ報償ハ在任中ニ於テ減額スルコトヲ得ザルコト裁判官ハ滿七十歳ニ達シタル後ハ在任スルコトヲ得ザルコト

第七十七 最高裁判所ハ最終裁判所トシ一切ノ法律、命令、規則又ハ處分ノ憲法ニ適合スルヤ否ヲ決定スルノ權限ヲ有スルコト

第七十八 裁判ノ對審及判決ハ公開法廷ニ於テ之ヲ行フベキコト但シ裁判所ガ全員一致ヲ以テ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ヲ害スルノ虞アリト決シタル場合ニ於テハ對審ハ公開セズシテ之ヲ行フコトヲ得ルコト政治ニ關スル犯罪、出版物ニ關スル犯罪及此ノ憲法第三ノ保障スル國民ノ權利ニ係ル事件ノ對審ハ常ニ之ヲ公開スルコトヲ要スルコト

第七 會計

第七十九 國ノ財政ヲ處理スルノ權限ノ行使ハ國會ノ議決ニ基クコトヲ要スルコト

第八十 新ニ租稅ヲ課シ又ハ現行ノ租稅ヲ變更スルハ國會ノ協贊又ハ國會ノ定ムル條件ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ザルコト

此ノ憲法施行ノ際現ニ行ハルル租稅ハ國會ガ之ヲ變更スルニ至ル迄ハ現行ノ法令ニ從ヒ之ヲ徵收スルコト

第八十一 國費ヲ支出シ又ハ國ニ於テ債務ヲ負擔スルハ國會ノ議決ニ基クニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ザルコト

第八十二 內閣ハ每會計年度ノ豫算ヲ調製シ國會ニ提出シテ其ノ審議及協贊ヲ受クベキコト

第八十三 豫見シ難キ豫算ノ不足ニ充ツル爲國會ノ協贊ヲ經テ豫備費ヲ設ケ內閣ノ責任ヲ以テ之ヲ支出スルコトヲ得ルコト

豫備費ノ支出ニ付テハ凡テ內閣ニ於テ國會ノ承諾ヲ受クルコトヲ要スルコト

第八十四 世襲財産ヲ除クノ外皇室ノ財産ハ凡テ國ニ屬ス皇室財産ヨリ生ズル收益ハ凡テ國庫ノ收入トシ法律ノ定ム

ル皇室經費ノ支出ハ豫算ニ由リ國會ノ協贊ヲ經ベキコト

第八十五 公金其ノ他ノ公ノ財産ハ宗教制度若ハ宗教團體ノ使用、便益若ハ維持ノ爲又ハ國ノ管理ニ屬セザル慈善、教育若ハ博愛ノ事業ニ對シ之ヲ出捐スルコトヲ得ザルコト

第八十六 國ノ收入支出ノ決算ハ凡テ毎年會計検査院之ヲ検査シ內閣ハ次年度ニ於テ其ノ検査報告ト共ニ之ヲ國會ニ提出スベキコト

會計検査院ノ組織及權限ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムベキコト

第八十七 內閣ハ國會及國民ニ對シ定期ニ且少クトモ毎年一回國ノ財政狀況ニ付報告ヲ爲スベキコト

第八 地方自治

第八十八 地方公共團體ノ組織及運営ニ關スル事項ハ地方自治ノ本旨ニ基キ法律ヲ以テ之ヲ定ムベキコト

第八十九 地方公共團體ニハ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ議事機關トシテ議會ヲ設クベキコト

地方公共團體ノ長、其ノ議會ノ議員及法律ノ定ムル其ノ他ノ吏員ハ當該地方公共團體ノ住民ニ於テ直接之ヲ選舉スベキコト

第九十 地方公共團體ハ其ノ財産ヲ管理シ、行政ヲ執行シ及事務ヲ處理スルノ機能ヲ有シ、且法律ノ範圍内ニ於テ條例ヲ制定スルコトヲ得ベキコト

第九十一 一ノ公共團體ニノミ適用アル特別法ハ法律ノ定ムル所ニ依リ當該地方公共團體ノ住民多數ノ承認ヲ得ルニ非ザレバ國會之ヲ制定スルコトヲ得ザルコト

第九 改正

第九十二 此ノ憲法ノ改正ハ各議院ノ總議員三分ノ二以上ノ贊成ヲ以テ國會之ヲ發議シ國民ニ提案シテ其ノ承認ヲ經ベキコトトシ國民ノ承認ハ國會ノ定ムル所ニ依リ行ハルル投票ニ於テ其ノ多數ノ贊成アルコトヲ要スルコト
憲法改正ニ付前項ノ承認ヲ經タルトキハ天皇ハ國民ノ名ニ於テ憲法ノ一部ヲ成スモノトシテ直ニ之ヲ公布スベキコト

第十 最高法規

第九十三 此ノ憲法竝ニ之ニ基キテ制定セラレタル法律及條約ハ國ノ最高法規トシ、其ノ條規ニ矛盾スル法律、命令、詔勅及其ノ他ノ政府ノ行爲ノ全部又ハ一部ハ其ノ效力ヲ失フコト
第九十四 此ノ憲法ノ日本國民ニ保障スル基本的人權ハ人類ノ多年ニ互ル自由獲得ノ努力ノ成果ニシテ、此等ノ權利ハ過去幾多ノ試練ニ堪ヘ現在及將來ノ國民ニ對シ永劫不磨ノモノトシテ賦與セラレタルモノトスルコト
天皇又ハ攝政及國務大臣、兩議院ノ議員、裁判官其ノ他ノ公務員ハ此ノ憲法ヲ尊重擁護スルノ義務ヲ負フコト

第十一 補則

第九十五 此ノ憲法實施ノ際現ニ存スル國務大臣、兩議院ノ議員、裁判官其ノ他ノ公務員ハ此ノ憲法ノ條規ニ拘ラス後任者ノ選舉又ハ任命ニ至ル迄現行法令ノ定ムル所ニ從ヒ仍其ノ任ニ留マルモノトスルコト

衆議院修正箇所

この資料は、昭和二十一年八月二十四日、衆議院において修正議決された箇所を示すものである。

この資料は、「第九十回帝國議會貴族院議事速記録第二十三号」によつた。

(不字及び——は衆議院修正)

日本國憲法

日本國民は、國會における正當に選舉された^{○國會における}代表者を通じて、我ら自身と子孫のために、諸國民との間に平和的^{協和による慶望、}
協力を成立させ、日本國全土にわたつて自由の福祉を確保し、政府の行爲によつて再び戦争の慘禍が発生しないやう^{行動し、われらとわれらの}
にすることを決意し、ここに國民の總意が至高なるものであることを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、^{主權が國民に存する。}
國民の崇高な信託によるものであり、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行使し、その利益は^{協和}
國民がこれを受けるものである。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、この原理に基くものである。我ら^{かなる}
は、この憲法に反する一切の法令と詔勅を廢止する。^{○廢止、及び}

日本國民は、常に平和を念願し、人間相互の關係を支配する高遠な理想を深く自覺するものであつて、我らの安全^{われ}
と生存をあげて、平和を齎する世界の諸國民の公正と信義に委ねよう^{われ}と決意した。我らは、平和を維持し、専制と隷
従と壓迫と偏狹を地上から永遠に擯除しよう^{廢止}と努めてゐる國際社會に伍して、名譽ある地位を占めたいものと思ふ。
我らは、すべての國の國民が、ひとしく恐怖と缺乏から解放され、平和のうちに生存する權利を有することを確認す^{われ}
る。^{世界}

我らは、いづれの國家も、自國のことにのみ専念して他國を無視してはならぬのであつて、政治道德の法則は、普

遍的なものであると信ずる。この法則に従ふことは、自國の主權を維持し、他國と對等關係に立たんとする各國の責務であると信ずる。

日本國民は、國家の名譽に懸け、全力をあげてこの高遠な主義と目的を達成することを誓ふ。

第一章 天皇

第一條 天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、^{。皇位の尊厳。}日本國民の至高の禮意に基く。

第二條 皇位は、世襲のものであつて、國會の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承する。

第三條 天皇の國務に關するすべての行爲には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四條 天皇は、この憲法の定める國務のみを行ひ、政治に關する權能を有しない。

天皇は、法律の定めるところにより、その權能を委任することができる。

第五條 皇室典範の定めるところにより攝政を置くときは、攝政は、天皇の名でその國務に關する行爲を行ふ。この場合には、前條第一項の規定を準用する。

第六條 天皇は、國會の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七條 天皇は、内閣の助言と承認により、國民のために、左の國務を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び條約を公布すること。
- 二 國會を召集すること。

三 衆議院を解散すること。

四 國會議員の總選舉の施行を公示すること。

五 國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全權委任狀及び大使及び公使の信任狀を認證すること。

六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復權を認證すること。

七 榮典を授與すること。

八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認證すること。

九 外國の大使及び公使を接受すること。

十 儀式を行ふこと。

第八條 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜與することは、國會の議決に基かなければならない。

第二章 戦争の放棄

第九條 日本國民は、正義と信を基調とする國際平和を成就し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、^{。國際紛争を}他國との間の紛争の解決の手段としては、永久にこれを放棄する。

^{。前項の目的を達するため、}陸海空軍その他の戦力は、これを保持してはならない。國の交戦權は、これを認めない。

第三章 國民の權利及び義務

第十條 日本國民たる要件は、法律でこれを定める。

第十條 國民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない。この憲法が國民に保障する基本的人權は、侵すことのできない永久の權利として、現在及び將來の國民に與へられる。

第十一條 この憲法が國民に保障する自由及び權利は、國民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならない。又、國民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十二條 すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の權利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十三條 すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別を受けない。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

榮譽、勳章その他の榮典の授與は、いかなる特權も伴はない。榮典の授與は、現にこれを有し、又は將來これを受ける者の一代に限り、その效力を有する。

第十四條 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、國民固有の權利である。

すべて公務員は、全體の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選擇に關し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十五條 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廢止又は改正その他の事項に關し、平

穩に請願する權利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七條 何人も、公務員の不法行爲により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、國又は公共團體に、その賠償を求めることができる。

第十六條 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る處罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十七條 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第十八條 信教の自由は、何人に對してもこれを保障する。いかなる宗教團體も、國から特權を受け、又は政治上の權力を行使してはならない。

何人も、宗教上の行爲、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

國及びその機關は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第十九條 集會、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

檢閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十條 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移轉及び職業選擇の自由を有する。

何人も、外國に移住し、又は國籍を離脱する自由を侵されない。

第二十一條 學問の自由は、これを保障する。

第二十二條 婚姻は、兩性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の權利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選擇、財産權、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に關するその他の事項に關しては、法律は、個人の^憲權威と兩性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十三條 ^{二三五} すべて國民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む權利を有する。

法律は、すべての生活部面について、社會の福祉、^{社會}生活の保障及び公衆衛生の向上及び増進^{に努}のために立案されなければならない。

第二十四條 ^{二三六} すべて國民は、法律の定めるところにより、その能力に應じて、ひとしく教育を受ける權利を有する。

すべて國民は、その保護する^{子女}兒童に初等教育を受けさせる義務を負ふ。初等教育は、これを無償とする。

第二十五條 ^{二三七} すべて國民は、勤勞の權利を有する^{し義務を負ふ}。

賃金、就業時間^{。休}その他の勤勞條件に關する基準は、法律でこれを定める。

兒童は、これを酷使してはならない。

第二十六條 ^{二三八} 勤勞者の團結する權利及び團體交渉その他の團體行動をする權利は、これを保障する。

第二十七條 ^{二三九} 財産權は、これを侵してはならない。

財産權の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

私有財産は、正當な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十條 國民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第二十八條 ^{三二一} 何人も、法律の定める手續によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せ

られない。

第二十九條 ^{三二二} 何人も、裁判所において裁判を受ける權利を奪はれない。

第三十條 ^{三二三} 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令狀によらなければ、逮捕されない。

第三十一條 ^{三二四} 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに辯護人に依頼する權利を與へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正當な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその辯護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十二條 ^{三二五} 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない權利は、第三十三條の場合を除いては、正當な理由に基いて發せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令狀がなければ、侵されない。

搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令狀により、これを行ふ。

第三十三條 ^{三二六} 公務員による拷問及び殘虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十四條 ^{三二七} すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける權利を有する。

刑事被告人は、すべての證人に對して審問する機會を充分に與へられ、又、公費で自己のために強制的手續により證人を求める權利を有する。

刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する辯護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼する

ことができないときは、國でこれを附する。

第三十五條 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

強制、拷問若しくは脅迫の下での自白又は不當に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを證據とすることができない。

何人も、自己に不利益な唯一の證據が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十六條 何人も、實行の時に適法であつた行爲又は既に無罪とされた行爲については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第四十條 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の證明を述べたときは、法律定めるところにより、國にその補償を求めることができる。

第四章 國會

第三十七條 國會は、國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である。

第三十八條 國會は、衆議院及び參議院の兩議院でこれを構成する。

第三十九條 兩議院は、全國民を代表する選舉された議員でこれを組織する。

兩議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

第四十條 兩議院の議員及びその選舉人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信條、性別、社會的身分又は門地によつて差別してはならない。

第四十一條 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第四十二條 參議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半數を改選する。

第四十三條 選舉區、投票の方法その他兩議院の議員の選舉に關する事項は、法律でこれを定める。

第四十四條 何人も、同時に兩議院の議員たることはできない。

第四十五條 兩議院の議員は、法律の定めるところにより、國庫から相當額の歳費を受ける。

第四十六條 兩議院の議員は、法律の定める場合を除いては、國會の會期中逮捕されず、會期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、會期中これを釋放しなければならない。

第四十七條 兩議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第四十八條 國會の常會は、毎年一回これを召集する。

第四十九條 内閣は、國會の臨時會の召集を決定することができる。いずれかの議院の總議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

第五十條 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の總選舉を行ひ、その選舉の日から三十日以内に、國會を召集しなければならない。

衆議院が解散されたときは、參議院は同時に閉會となる。但し、内閣は、國に緊急の必要があるときは、參議院の緊急集會を求めることができる。

前項但書の緊急集會において採られた措置は、臨時のものであつて、次の國會開會の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その效力を失ふ。

第五十一條 兩議院は、各々その議員の選挙又は資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第五十二條 兩議院は、各々その總議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

兩議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第五十三條 兩議院の會議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密會を開くことができる。

兩議院は、各々その會議の記録を保存し、秘密會の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを會議録に記載しなければならない。

第五十四條 兩議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

兩議院は、各々その會議その他の手續及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第五十五條 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、兩議院で可決したとき法律となる。

衆議院で可決し、參議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

參議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、國會休會中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、參議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第五十六條 豫算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

豫算について、參議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、兩議院の協議會を開いても意見が一致しないとき、又は參議院が、衆議院の可決した豫算を受け取つた後、國會休會中の期間を除いて四十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を國會の議決とする。

第五十七條 條約の締結に必要な國會の承認については、前條第二項の規定を準用する。

第五十八條 兩議院は、各々國務に関する調査を行ひ、これに關して、證人の出頭及び證言並びに記録の提出を要求することができる。

第五十九條 内閣總理大臣その他の國務大臣は、兩議院の一に議席を有すると有しないとにかかはらず、何時でも議案について發言するため議院に出席することができる。又、答辯又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第六十條 國會は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、兩議院の議員で組織する彈劾裁判所を設ける。

彈劾に關する事項は、法律でこれを定める。

第五章 内閣

第六十一條 行政權は、内閣に屬する。

第六十二條 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する。

内閣は、行政權の行使について、國會に對し連帶して責任を負ふ。

第六十三條 内閣総理大臣は、^{○國會議員の中から}國會の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

衆議院と參議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、兩議院の協議會を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、國會休會中の期間を除いて^{十日}二十日以内に、參議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を國會の議決とする。

第六十四條 内閣総理大臣は、國會の承認により、國務大臣を任命する。^{但し、その選挙は國會議員の中から選ばなければならない。}この承認については、前條第二項の規定を準用する。

内閣総理大臣は、任意に國務大臣を罷免することができる。

第六十五條 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、總辭職をしなければならない。

第六十六條 内閣総理大臣が缺けたとき、又は衆議院議員總選挙の後に初めて國會の召集があつたときは、内閣は、總辭職をしなければならない。

第六十七條 前二條の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き續きその職務を行ふ。

第六十八條 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を國會に提出し、一般國務及び外交關係について國會に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

第六十九條 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 一 法律を誠實に執行し、國務を總理すること。
- 二 外交關係を處理すること。
- 三 條約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、國會の承認を経ることを必要とする。
- 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に關する事務を掌理すること。
- 五 豫算を作成して國會に提出すること。
- 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
- 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

第七十條 法律及び政令には、すべて主任の國務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

第七十一條 國務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の權利は、害されない。

第六章 司法

第七十二條 すべて司法權は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に屬する。

特別裁判所は、これを設置することができない。行政機關は、終審として裁判を行ふことができない。

すべて裁判官は、その良心に従ひ獨立してその職權を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第七十三條 最高裁判所は、訴訟に関する手續、辯護士、裁判所の内部規律及び司法事務處理に関する事項について、規則を定める權限を有する。

檢察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。

最高裁判所は、下級裁判所に關する規則を定める權限を、下級裁判所に委任することができる。

第七十四條 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の彈劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒處分は、行政機關がこれを行ふことはできない。

第七十五條 最高裁判所は、^{○その長たる裁判官及び}法律の定める員數の^{○その他の}裁判官でこれを構成し、その^{○長たる裁判官以外の}裁判官は、すべて内閣でこれを任命し、法律の定める年齢に達した時に退官する。

最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員總選舉の際國民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員總選舉の際更に審査に付し、その後も同様とする。

前項の場合において、投票者の多數が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

審査に関する事項は、法律でこれを定める。

最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相當額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができ

ない。

第七十六條 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相當額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができ

ない。

第七十七條 最高裁判所は、終審裁判所である。

最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は處分が憲法に適合するかしないかを決定する權限を有する。^{終審裁判所である。}

第七十八條 裁判の對審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、對審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に關する犯罪又はこの憲法第三章で保障する國民の權利が問題となつてゐる事件の對審は、常にこれを公開しなければならない。

第七章 財政

第七十九條 國の財政を處理する權限は、國會の議決に基いて、これを行使しなければならない。

第八十條 あらたに租税を課し、又は現行の租税を變更するには、法律又は法律の定める條件によることを必要とする。

第八十一條 國費を支出し、又は國が債務を負担するには、國會の議決に基くことを必要とする。

第八十二條 内閣は、毎會計年度の豫算を作成し、國會に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

第八十三條 豫見し難い豫算の不足に充てるため、國會の議決に基いて豫備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

すべて豫備費の支出については、内閣は、事後に國會の承諾を得なければならない。

第八十四條 世襲財産以外の皇室の財産は、すべて國に屬する。皇室財産から生ずる収益は、すべて國庫の收入とし、法律の定める皇室の支出は、豫算に計上して國會の議決を経なければならない。

第八十五條 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは團體の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に屬しない慈善、教育若しくは博愛の事業に對し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第八十六條 國の收入支出の決算は、すべて毎年會計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを國會に提出しなければならない。

會計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

第八十七條 内閣は、國會及び國民に對し、定期に、少くとも毎年一回、國の財政狀況について報告しなければならない。

第八章 地方自治

第八十八條 地方公共團體の組織及び運営に關する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第八十九條 地方公共團體には、法律の定めるところにより、その議事機關として議會を設置する。

地方公共團體の長、その議會の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共團體の住民が、直接これを選舉する。

第九十條 地方公共團體は、その財産を管理し、事務を處理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範圍内で條例を制定することができる。

第九十一條 一の地方公共團體のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共團體の住民の投票においてその過半數の同意を得なければ、國會は、これを制定することができない。

第九章 改正

第九十二條 この憲法の改正は、各議院の總議員の三分の二以上の賛成で、國會が、これを發議し、國民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の國民投票又は國會の定める選舉の際行はれる投票において、その過半數の賛成を必要とする。

憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、國民の名で、この憲法と一體を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第十章 最高法規

第九十三條 この憲法が日本國民に保障する基本的人權は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの權利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び將來の國民に對し、侵すことのできない永久の權利として信託さ

れたものである。

第九十八條 この憲法並びにこれに基づいて制定された法律及び條約は、國の最高法規^{であつて}として、その條規に反する法律、命令、詔勅及び國務に關するその他の行爲の全部又は一部は、その效力を有しない。

日本國に關した條約及び確立された國際法規は、これを誠實に遵守することを要する。

第九十九條 天皇又は攝政及び國務大臣、國會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第十一章 補則

第一百條 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を經過した日から、これを施行する。

この憲法を施行するために必要な法律の制定、參議院議員の選舉及び國會召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日より前に、これを行ふことができる。

第九十七條 この憲法施行の際現に華族その他の貴族の地位にある者については、その地位は、その生存中に限り、これを認める。但し、將來、華族その他の貴族たることにより、いかなる政治的權力も有しない。

第九十八條 この憲法施行の際、參議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、國會としての權限を行ふ。

第九十九條 この憲法による第一期の參議院議員のうち、その半數の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

第一百條 この憲法施行の際現に在職する國務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相應する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、當然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選舉又は任命されたときは、當然その地位を失ふ。

貴族院修正箇所

この資料は、昭和二十一年十月六日、貴族院において修正議決された箇所を示すものである。

この資料は、「第九十回帝國議會貴議院議事速記録第三十九號」によつた。

(不字及「」特別委員修正)

日本國憲法

日本國民は、正當に選舉された國會における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸國民との協和による成果と、わが國全土にわたつて自由のもたらす惠澤を確保し、政府の行動によつて再び戦争の慘禍が發生しないやうにすることを決意し、ここに主權が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の^嚴信託によるものであつて、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。ものである。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基く。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本國民は、常に平和を急願し、人間相互の關係を支配する^高遠な理想を深く自覺するものであつて、われらの安全と生存をめぐり、平和を愛する世界の諸國民の公正と信義に委ねようとして決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、壓迫と偏狹を地上から永遠に除去しようとして努めてゐる國際社會に伍して、名譽ある地位を占めたいものと思ふ。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と缺乏から免かれ、平和のうちに生存する權利を有することを確認する。

われらは、いづれの國家も、自國のことにのみ専念して他國を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則

は、普遍的なものであると信ずる。この法則に従ふことは、自國の主權を維持し、他國と對等關係に立たうとする各
國の責務であると信ずる。

日本國民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの高遠な理想と目的を達成することを誓ふ。

第十五條 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、國民固有の權利である。

すべて公務員は、全體の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

公務員の選については、成業者による普通選挙を保障する。

すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選挙に關し公的にも私的にも責任を問はれない。

第五十九條 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、兩議院で可決したとき法律となる。

衆議院で可決し、參議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多數で再び可決したときは、法律となる。

前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、兩議院の協議會を開くことを求めることも妨げない。

參議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、國會休會中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、參議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

第六十六條 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣總理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する。

内閣總理大臣その他の國務大臣は、文民をなげなければならない。

内閣は、行政權の行使について、國會に對し連帶して責任を負ふ。